

日南町こども どまんなか計画



令和8年5月

日南町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の背景と目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 計画の策定体制	
5. 計画の対象	
第2章 こども・子育てを取り巻くまちの状況	4
1. 人口動向と推移	
2. 子育てに関する状況	
3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	
4. 子育て支援にかかる調査	
5. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価等	
第3章 日南町こどもどもんなか計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	
2. 基本目標	
第4章 日南町こどもどもんなか計画に定める施策の推進	23
1. 基本目標1 【安心と安全】 寄り添い、独りにさせない切れ目ない子育て支援の充実	
2. 基本目標2 【尊重と学び】 一人ひとりを尊重し、健やかな育ちを支える教育環境づくり	
3. 基本目標3 【くらしと居場所】 全てのこどもや子育て世帯が日南で「くらし、育てる」喜びの実現	
4. 基本目標4 【重点的な支援】 困難を抱えるこども・若者やその家庭への「伴走型」支援	
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	42
1. 教育・保育提供区域の設定	
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
第6章 計画の推進	51
1. 計画の推進	
2. 計画の進行管理	
資料	52
小学生、中学生、高校生へのアンケート結果	
日南町こどもゆめ基金管理運営規則	
日南町こどもゆめ基金運営委員会名簿	

■ 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国における外国人を含めた2025年の出生数は、1899年の統計開始以降、最も少ない70万人を下回ることが見込まれており、10年連続で過去最少数を更新しています。

また、少子化だけでなく、核家族化、共働き家庭の増加により、子どもや子育てを取り巻く環境や価値観が変化する中、子育てを地域全体で支え、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現することが、これまで以上に強く求められています。

このような状況のもと、令和5年4月に「子ども家庭庁」の創立とともに「子ども基本法」が施行され、同年12月に制定された「こども大綱」において、こどもにかかる施策を総合的かつ強力に推進し、すべてのこどもが、身体的・精神的・社会的に幸福な生活(ウェルビーイング)を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

鳥取県においては、令和6年3月に「シン・子育て王国とっとり計画」が策定され、全国で一番子育てしやすい県とすることを目標として掲げており、本町もこれらの動向を踏まえ、令和6年度に「こども家庭センター」及び「こども若者未来課」を新設し、子どもや子育て家庭に関わるさまざまな事業を展開しています。

この「日南町こどもまんなか計画」は、本町が国、県と一体となって「こどもまんなか社会」の確かな実現に向けた総合的な展開を図るため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の理念や施策を引き継ぎながら、本町のこども計画として策定するものです。

○こども基本法（第1条）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神のこもり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づくこれまでの「第2期日南町子ども・子育て支援事業計画」を見直した令和11年度までを計画期間とする「第3期日南町子ども・子育て支援事業計画」を包含するとともに、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」等、日南町のこども施策全般にかかる計画として、こども基本法第10条に基づく本町の「こども計画」として策定します。

日南町こどもまんなか計画（こども基本法第10条）

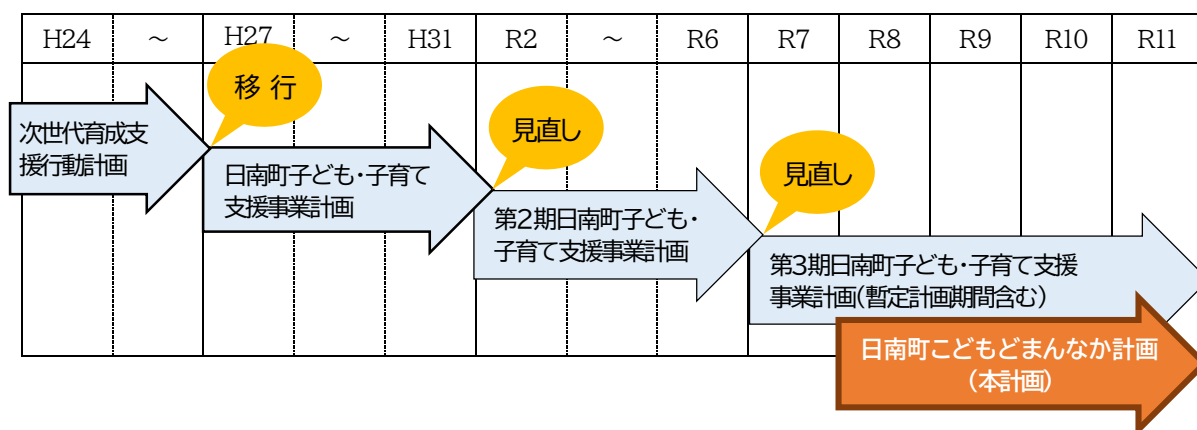
- ▶ 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ▶ 次世代育成支援計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ▶ こどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条）
- ▶ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）

(2) 関連計画との関係

この計画は、母子保健や児童福祉、教育や労働等のこどもの育ちや子育て支援に関する様々な施策を推進するものであり、「第6次日南町総合計画」「日南町教育大綱」をはじめ、町の関連する諸計画との整合性を図り策定しました。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年として、計画期間中に法改正や社会情勢等に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の策定体制

(1) 調査の実施

本計画の策定にあたり、こどもや子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、小学生、中学生、高校生及び町内在住の0歳から小学校6年生までの保護者を対象としたニーズ調査を実施し、あわせて小学校5、6年生、中学校1、2年生及び高校生を対象としたアンケートを行いました。

(2) 日南町こども計画の審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもまんなか社会の実現に向け、様々な検討を進めるため、町内の事業所、産業、教育、福祉の関係機関、そして保護者等で構成されている「日南町こどもゆめ基金運営委員会」の委員により計画の内容等について審議を行います。

また、本計画の改訂等にあたっては、その内容等について同運営委員会において協議を行います。

5. 計画の対象

本計画の対象は、こどもや若者、妊娠期にある方及び子育て家庭を中心としますが、まち全体での取り組みとなるよう、こども・若者を取り巻く町民、事業者、行政などすべての個人、団体を対象とします。

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、法令等に定めがある場合は、「子ども」や「子供」と表記し、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業者や地域子ども子育て支援事業の対象となる者を「子ども」と表記します。

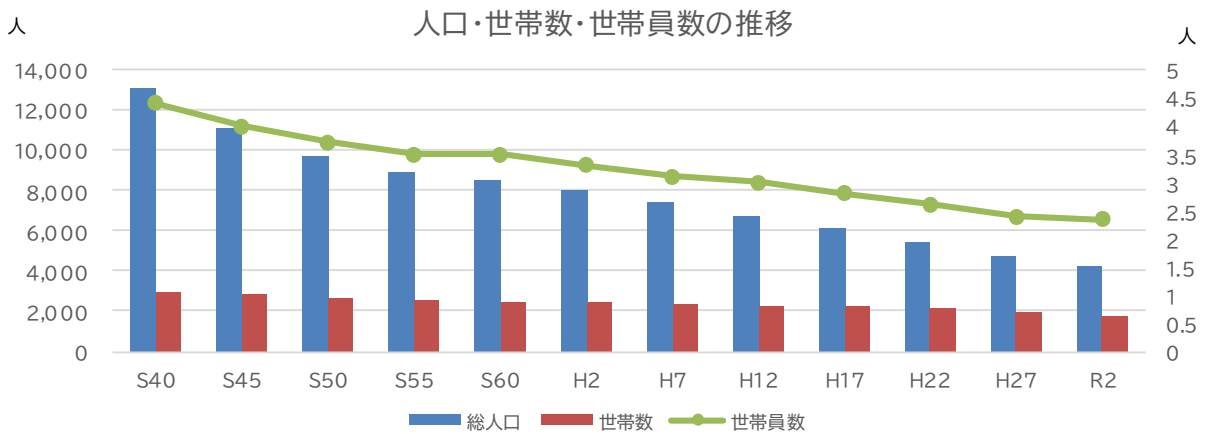
■ 第2章 子ども・子育てを取り巻くまちの状況

1. 人口動向と推移

(1) 人口・世帯数・世帯員数の推移

現在の日南町が発足した翌年(昭和35年)の国勢調査において15,286人であった人口は、昭和50年に10,000人、平成27年には5,000人を割り込み、直近の令和2年において4,196人になるなど、人口減少が進んでいます。

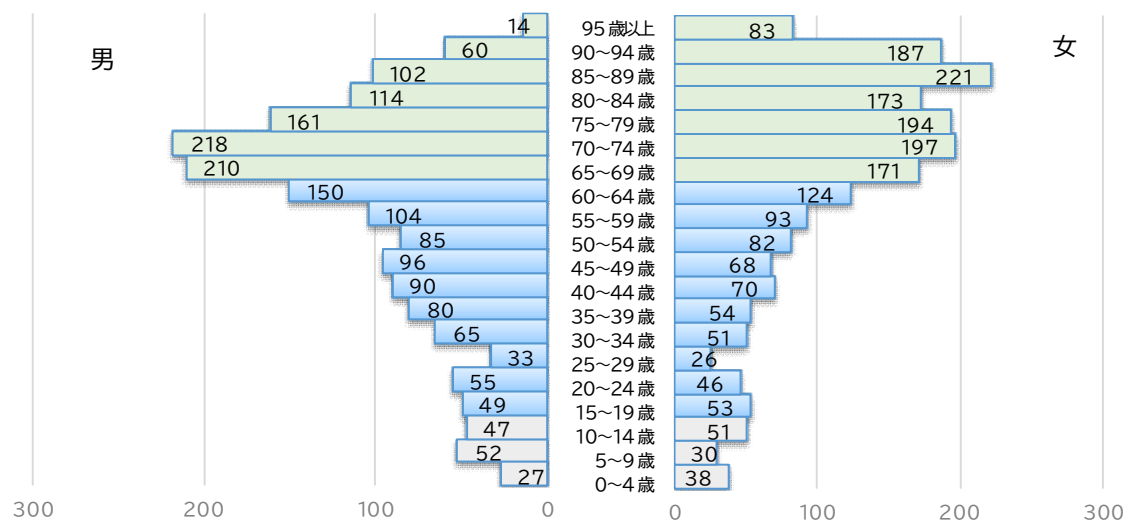
人口の減少に対して世帯数の減少は緩やかですが、一世帯あたりの世帯員数は2.3人とピーク時の半分以下となっており、子育て世代の核家族化や、高齢単身世帯も増加していることがうかがわれます。



国勢調査より

(2) 5歳年齢階級別人口ピラミッド

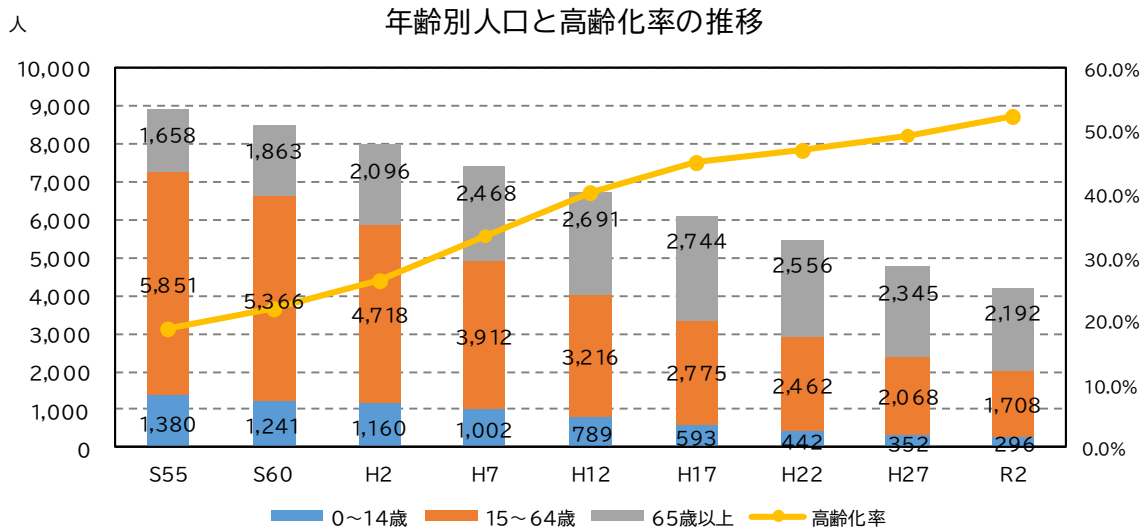
0～14歳の年少人口は、平成31年3月には約300人(構成比6.7%)でしたが、令和7年3月には245人(同6.4%)に減少し、他方で65歳以上の人口は2,105人(同55.0%)に増え、支える世代となる15～64歳の生産年齢人口の1,474人(同38.5%)を大きく上回っています。



令和7年3月31日時点 住民基本台帳より

(3) 年齢別人口と高齢化率の推移

総人口および高齢者人口ともに年々減少しています。高齢者(65歳以上)人口も、平成17年をピークに減少に転じており後期高齢者(75歳以上)人口は、平成22年をピークに減少に転じています。

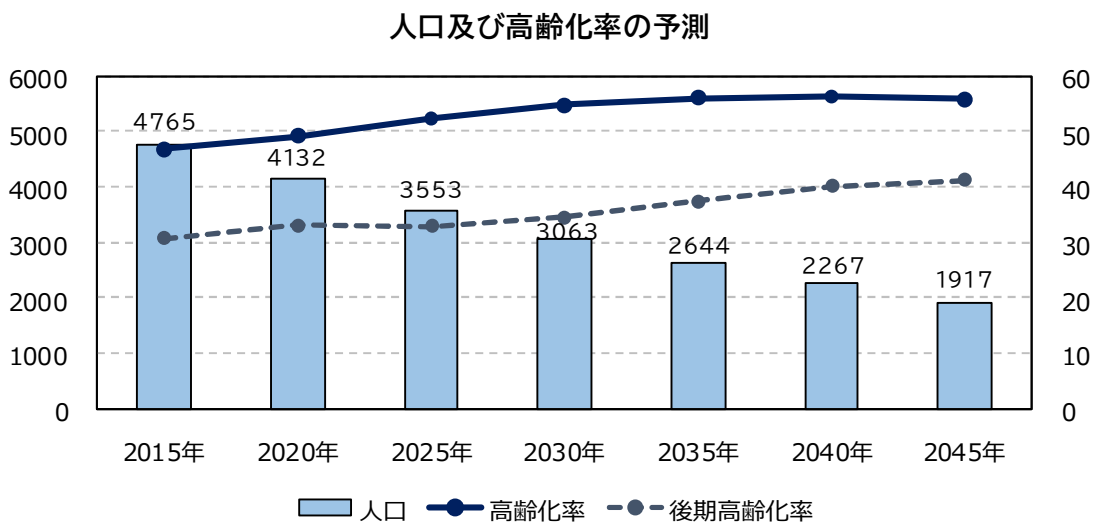


国勢調査より

(4) 人口と高齢化率の予測

人口は年々減少しており、2045年には現在の約半数になると予測されています。高齢化率は、2035年にピークを迎え、その後減少するとされています。

自然増減及び社会増減の推移から、年間100人程度の減少が見込まれており、出生数を維持していくためにも、子どもを産み育てやすい環境づくりや子育て支援の充実を図っていく必要があります。

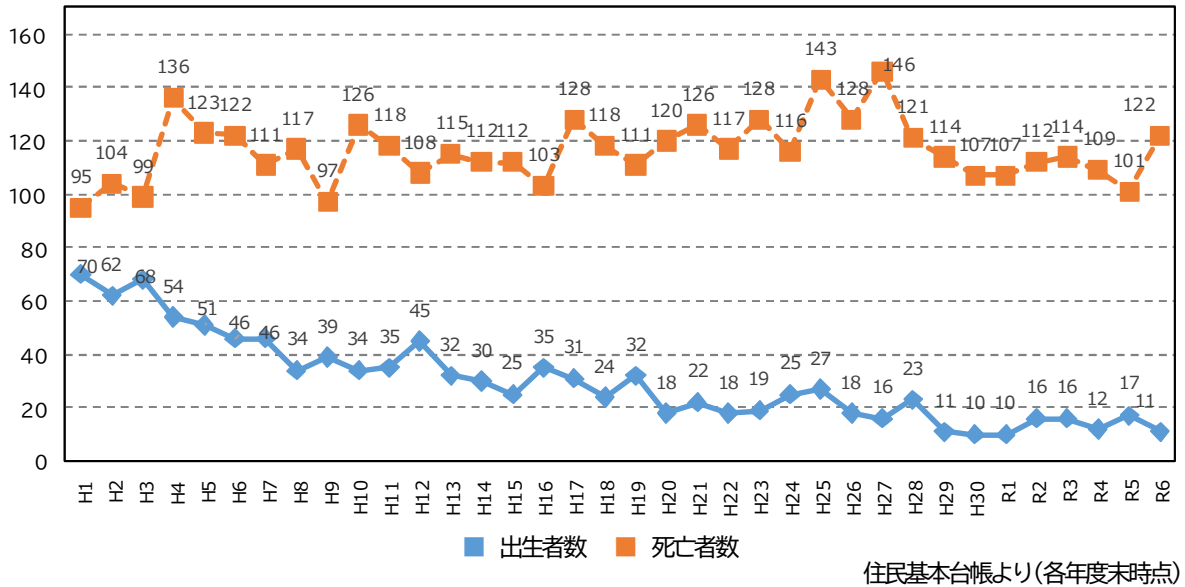


(参考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3月推計)」より

(5) 自然増減及び社会増減の推移

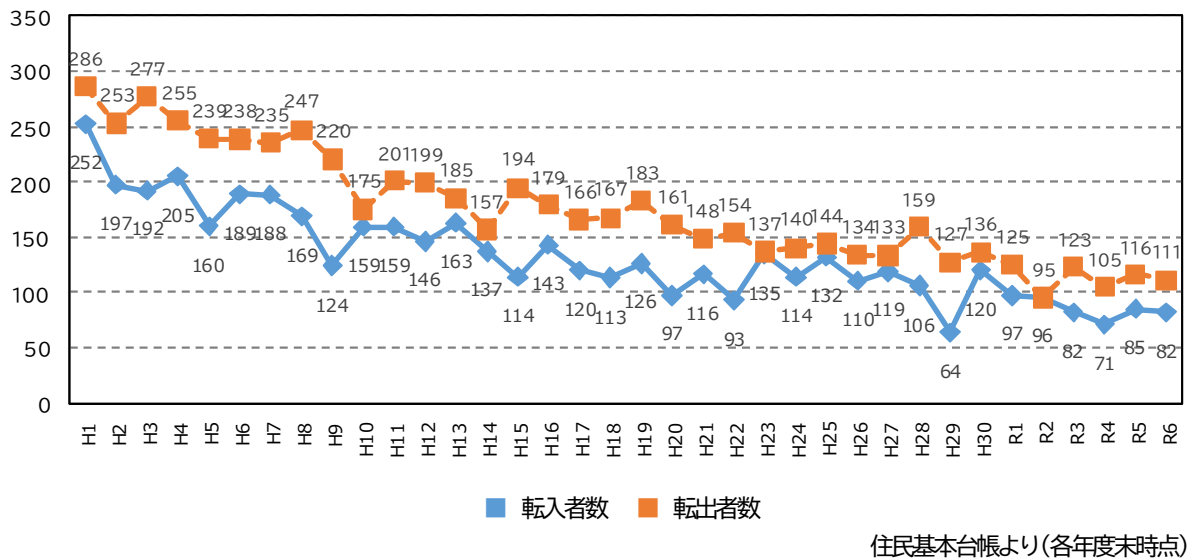
本町の出生数と死亡数の推移(自然増減)及び転入者と転出者の推移(社会増減)については、次のとおりとなっています。

自然増減数の推移



転入・転出の推移(社会増減)

社会増減数の推移



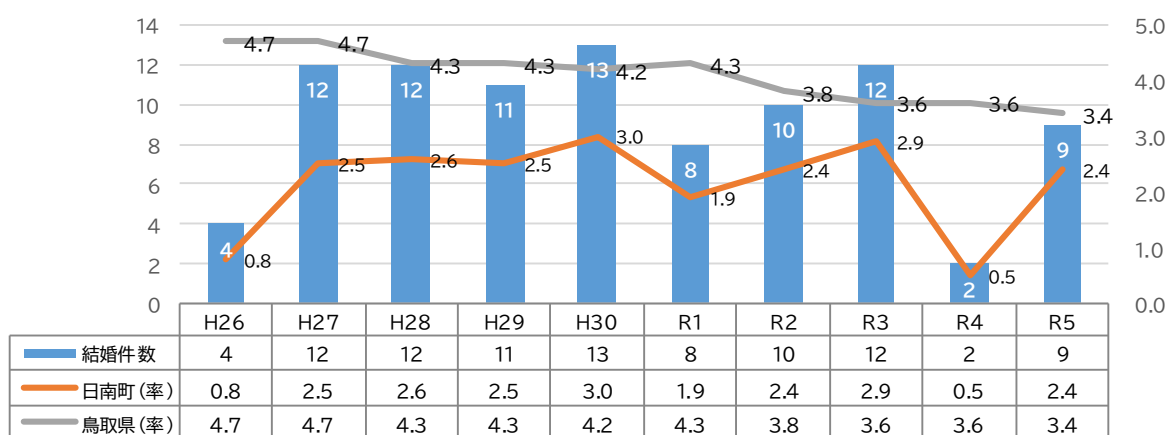
(6) 結婚及び離婚の動向

結婚及び離婚件数については、年によって増減のばらつきはありますが、千人当たりのそれぞれの割合は、県平均と比較してどちらも低い傾向にあり、これは、高齢化率の高い本町の年齢構成の影響によるものと考えられます。

婚姻関係を結ぶ(もしくはそれを前提とする)上で、必ずしも結婚が出産に結び付くとは限らず、価値観の多様化により子どもを儲けないカップルも全国的に増加傾向にあります。多くの場合、結婚件数は出生数に密接な関係があるものと考えられます。結婚、出産への不安や心理的なハードルを解消できるような支援や社会的な雰囲気の醸成が必要となります。

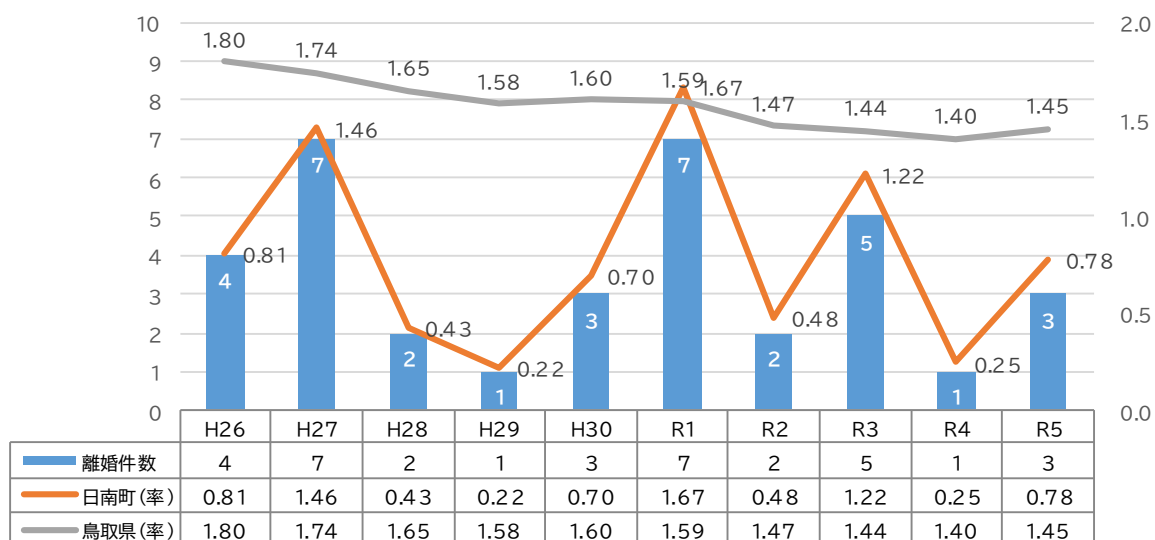
また、ひとり親家庭においても母子家庭は経済的な基盤が弱い場合が多く、子どもの貧困につながらないよう支援を行うことも子育て支援として重要な課題です。

結婚件数と結婚率(人口千対)の推移



鳥取県人口動態統計より

離婚件数と離婚率(人口千対)の推移



鳥取県人口動態統計より

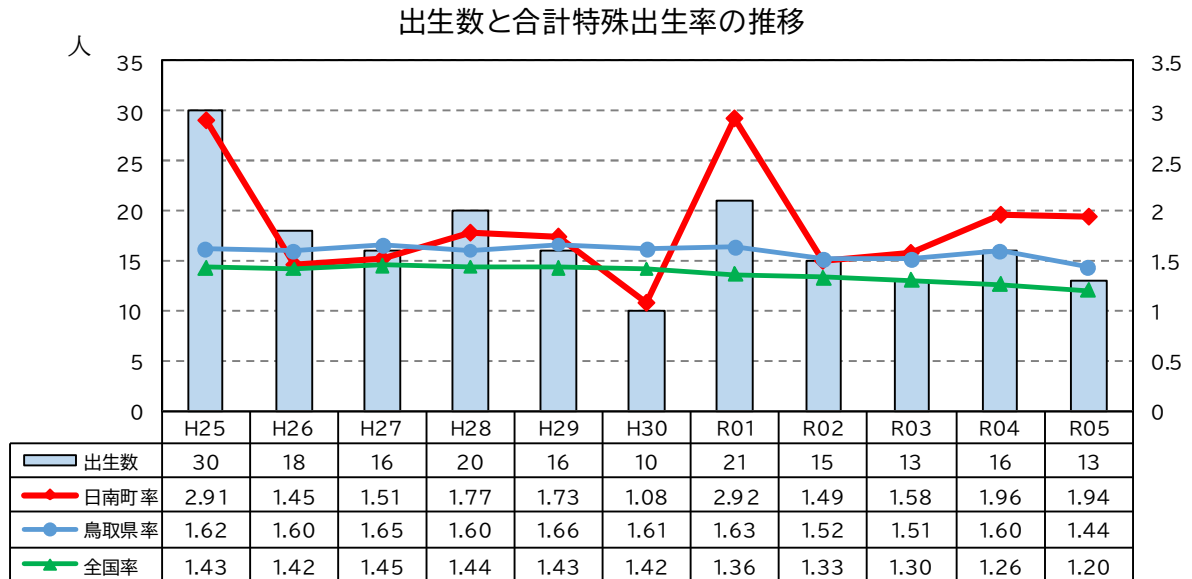
2. 子育てに関する状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

本町においても出生数は年々減少しており、近年では年間20人を下回る年が多くなっています。

合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

本町では、全国や県の平均を上回る数値で推移しており多子世帯も多く見られますが、出産の適齢世代の人口が少ないことが、出生数の増加に繋がらない大きな要因であると考えられます。

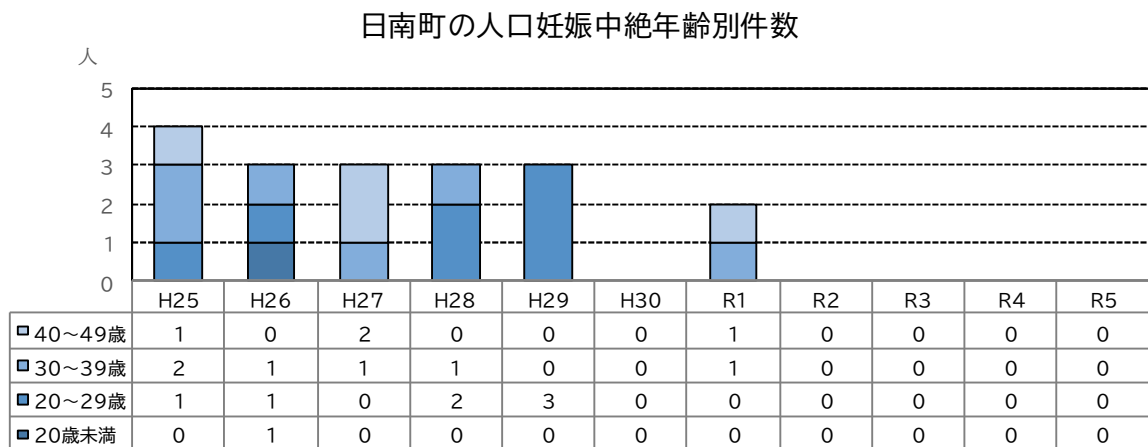


鳥取県人口動態統計及び日南町住民基本台帳より

(2) 人工妊娠中絶数の推移

中絶件数はその年によって変動はありますが、近年は該当がないことが報告されています。

中絶を行う年代や理由はさまざまですが、家族計画指導が重要であるとともに、思春期保健対策としてこども園～中学校において実施している「いのちの教育」の継続により、自分も相手も大切に出来る意識の形成と、望まない妊娠等を未然に防ぐことも大切です。

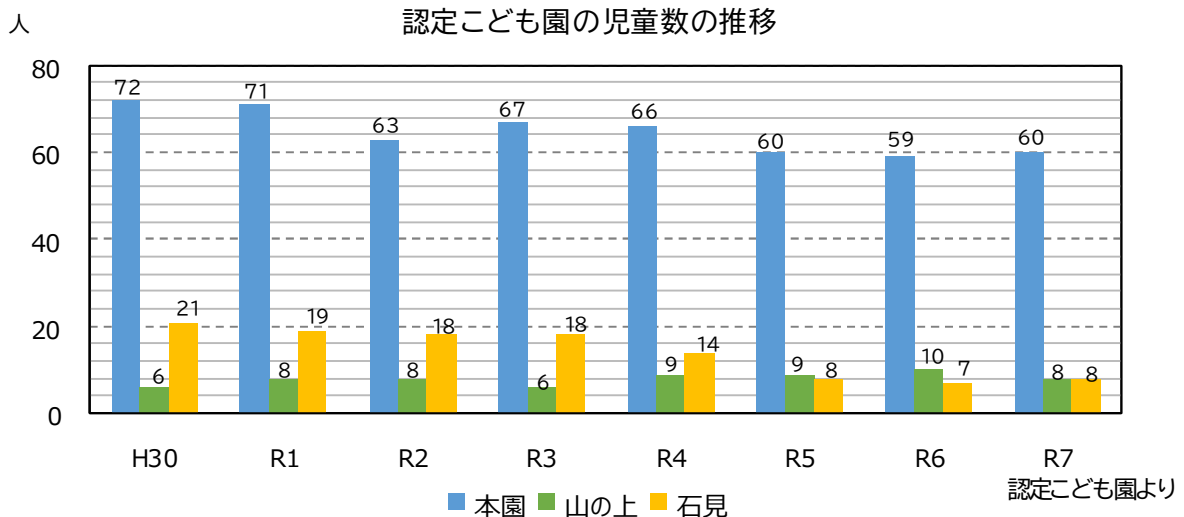


鳥取県人口動態統計より

(3) 認定こども園(旧保育園)の利用実績の推移

認定こども園(旧保育園)別では、認定こども園にちなん十色の本園(旧にちなん保育園)に通うこどもが多くなっています。こどもの減少により、平成25年には福栄保育園、翌26年には多里保育園が休園を経て閉園し、令和4年度から「認定こども園」として、本園と2分園で保育を行っていました。

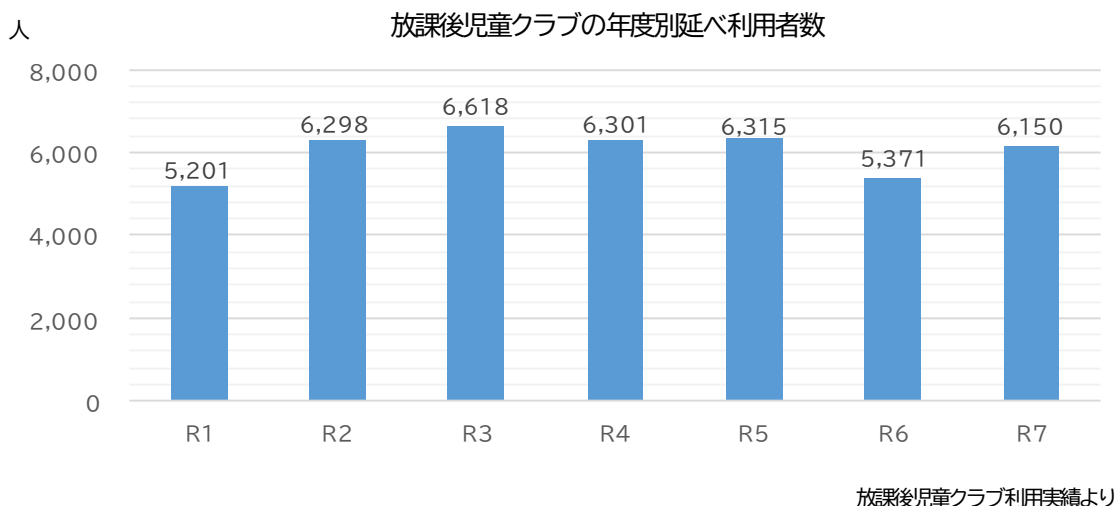
山の上・石見両分園は児童数が10人を下回っており、保護者等の意見を踏まえながら、本園への統合を検討することとされていましたが、令和8年1月に発生した地震の影響により、山の上分園が令和8年度から本園に統合されることになりました。



(4) 放課後児童クラブの利用状況

放課後や学校の長期休みにおける児童の保育は、放課後子ども教室(文部科学省所管)で行われていましたが、平成25年度より福祉保健課、令和6年度からはこども若者未来課が所管し、現在は放課後児童健全育成事業(こども家庭庁所管)として、日南町社会福祉協議会へ委託し事業実施しています。

平成27年度から、法改正により対象が6年生まで拡大され、近年では対象家庭の7割以上が利用登録し、放課後や学校の長期休業中に利用されています。



(5) その他

平成19年度に子育て支援センターが生山地内に開設され、その後、平成25年度から現在の施設に移転拡大し、子育てに関する事業を拡充しながら、支援に取り組んできました。

また、平成29年度には健康福祉センター内に子育て世代包括支援センター、令和6年度に日南町こども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、子育て期にかけて、保護者とこどもが孤立せず、切れ目のない支援を受けながら過ごしていけるよう、体制を整えています。

特に、認定こども園に入所するまで乳幼児の居る保護者を対象に、こども若者未来課、子育て支援センター、認定こども園が共同して事業を実施し、こどもの育ちをさまざまな視点で見つめ、発達を促し、切れ目のない支援になるように心がけており、子育て支援定例連絡会の実施(偶数月に開催)、乳幼児健診への子育て支援センター職員及び認定こども園の保育教諭の参画、育児支援教室の共同開催、子育て支援センター主催事業への保健師等の参画などを通して、三者でより密な連携を図っています。

また、教育委員会とも連携を図りながら、就学支援等を行っています。

今後も切れ目なく、日南町の宝であるこどもたちの成長を見守り、育み、支えられる仕組みづくりを地域や関係機関とともに構築していきます。

3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～6年度)で見込んだ各事業項目の実施状況については、以下のとおりとなりました。(令和7年度は一部見込み数となっています)

○子育て支援サービスの実施状況

項目		実施状況					参考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通常保育	3歳未満	40人	42人	42人	32人	25人	30人
	3歳以上	50人	52人	44人	46人	50人	47人
延長保育		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
休日保育		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
病児・病後児保育		1か所 0人	1か所 19人	1か所 13人	1か所 6人	1か所 5人	5か所 40人
放課後児童クラブ		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
放課後子ども教室		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
地域子育て支援拠点事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり事業		1か所	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所
ショートステイ事業		未実施	未実施	未実施	未実施	2か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○個別事業の実施状況

項目		実施状況					参考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
母子健康手帳交付		14件	17件	14件	15件	5件	8件
パパママ応援教室		3回	3回	2回	3回	3回	2回
妊婦健康診査 (委託医療機関委託)		14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)
乳児全戸家庭訪問		・出生 14人 ・訪問 15人	・出生 17人 ・訪問 13人	・出生 13人 ・訪問 15人	・出生 18人 ・訪問 18人	・出生 10人 ・訪問 15人	全数実施
養育支援訪問指導		延べ1件	延べ2件	延べ1件	0件	延べ11件	実施
子育て相談	個人相談	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター
	電話相談	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)
おやこふれあい教室		3回	3回	4回	6回	6回	6回

項目		実施状況					参考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
乳児健診	委託医療機関	2回分	2回分	2回分	2回分	2回分	2回分
	集団健診	6回	6回	6回	6回	6回	6回
	受診率	92.4%	82.5%	97.2 %	85.7%	92.9%	94.7%
1歳6か月児健診	健診回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	受診率	95.7%	100%	84.6%	94.1%	100%	100%
	う歯罹患率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3歳児健診	健診回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	受診率	100%	100%	89.6%	88.9%	100%	100%
	う歯罹患率	4.5%	15.4%	16.7%	6.25%	6.25%	5.0%
5歳児健診	健診回数	2回	2回	1回	3回	2回	2回
	受診率	100%	94.2%	46.7%	100%%	100%	93.0%
歯科健診・フッ素塗布	開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	4歳児う歯罹患率	16.7%	33.3%	7.7%	7.7%	41.7%	14.3%
保育園フッ化物洗口事業	実施場所	3園	3園	こども園 3園	こども園 3園	こども園 3園	こども園 3園
	5歳児う歯罹患率	21.4%	38.9%	44.4%	7.7%	27.3%	27.8%
ブックスタート事業	対象児	出生時	出生時	出生時	出生時	出生時	出生時
	手渡し率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
離乳食・幼児食講習会		3回	3回	3回	3回	6回	6回
身体測定・座談会		6回 (偶数月)	5回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)
巡回発達相談		3回	4回	4回	4回	3回	6回

こども若者未来課資料より

4. 子育て支援にかかる調査

本計画策定のための基礎資料とするため、対象となるこどもの保護者の就労状況やサービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的としたニーズ調査を実施しました。

調査の概要と主な結果は以下のとおりです。

(1)調査の概要

- 調査対象 町内在住の0歳～小学校6年のこどもの居る家庭 109家庭
- 調査期間 令和6年11月18日～11月27日
- 調査方法 保護者向け連絡アプリ「すぐる」及び「コドモン」配信によるオンライン回答、未就園児は郵送によるオンライン回答（無記名回答）
- 回収状況 配信数 109家庭 回答数 40家庭 回答率 36.7%

(2)ニーズ調査の主な結果

①調査の回答者

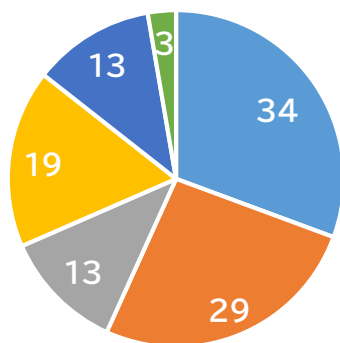
- 設問 ご回答いただいている方は、お子さんから見てどなたにあたりますか
結果 90%が母親、残りの10%が父親による回答でした。

②こどもの子育て(教育を含む)を主に行っている人

- 設問 お子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか
結果 「父母ともに」の回答が約67%、次いで「主に母親」とした回答が33%となり、「主に父親」、「祖父母」、「兄弟、姉妹」とした回答はありませんでした。

③子育てに日常的にかかわっている方や施設（あてはまるものすべて）

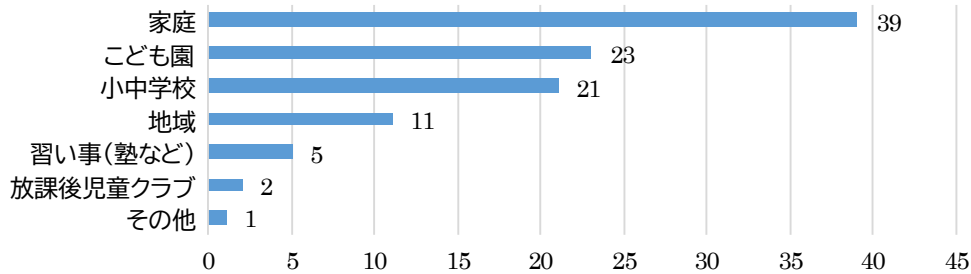
- 設問 お子さんの子育てや教育に日常的に関わっている方は、どなたですか
結果 最も多かったのは母親、次いで父親となりました。



■ 母親 ■ 父親 ■ 祖父母 ■ こども園 ■ 小中学校 ■ その他

④子育て(教育も含む)への影響

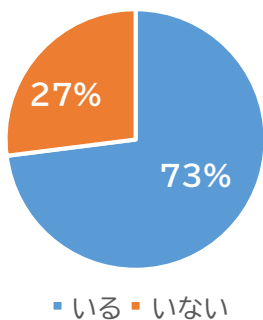
設問 お子さんの子育て(教育も含む)に最も影響すると思われる環境はどれですか
 結果 ほぼすべての方が「家庭」と、こどもが通う「認定こども園」、「小中学校」と回答しています。



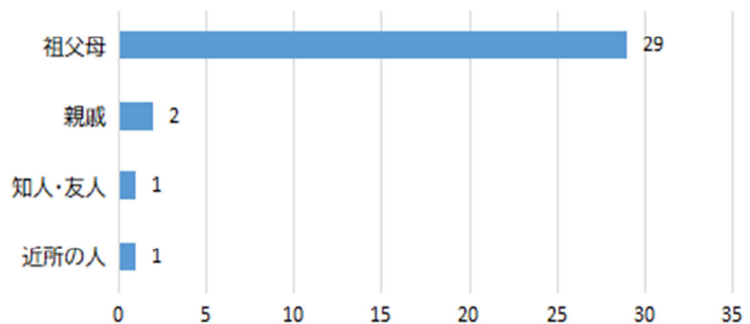
⑤父母以外に、こどもの世話を頼める人

設問 日ごろ、お子さんをみてもらえる方はいますか、いる場合は、どなたですか
 結果 「いる」と回答した人が73%となり、お願いできる人のほとんどは祖父母となりました。「いない」の回答も4分の1を超えており、父母でやりくりをしている状況がうかがえます。

親以外にこどもをみてもらえる人



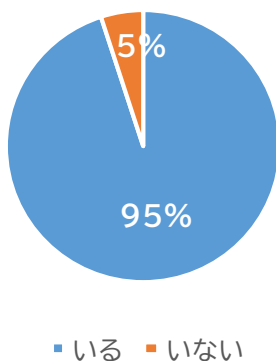
こどもの世話をお願いできる人



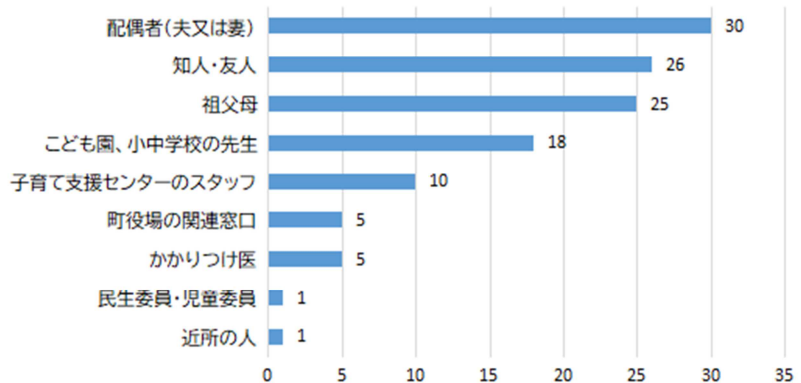
⑥子育て(教育も含む)をする上で気軽に相談できる人

設問 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所はありますか
 結果 家族や友人等に相談できる人がほとんどでしたが、「いない」と回答した人も若干名あり、これらの方に対して対策を講じる必要があります。

子育てについて気軽に相談できる人



子育てについて気軽に相談できる人(複数回答)

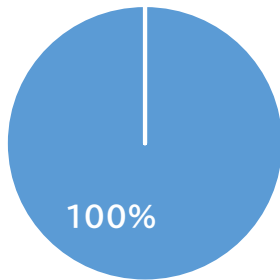


⑦保護者の就労状況

設問 保護者の現在の就労状況についてうかがいます

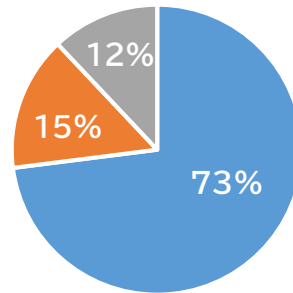
結果 父親は自営、会社員等含め、すべてがフルタイムで勤務しており、母親も約3/4の方がフルタイムで就労されており、日中に子どもと過ごすことができない世帯が多いと推察されます。

保護者の就労状況(父親)



■ フルタイム勤務

保護者の就労状況(母親)



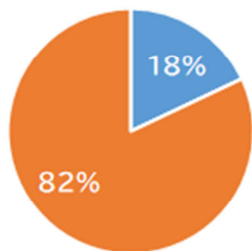
■ フルタイム勤務 ■ パート・アルバイト ■ 未就業

⑧育児休業の取得状況

設問 お子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか（父親、母親それぞれ）
また、取得しなかった方は、その理由を教えてください

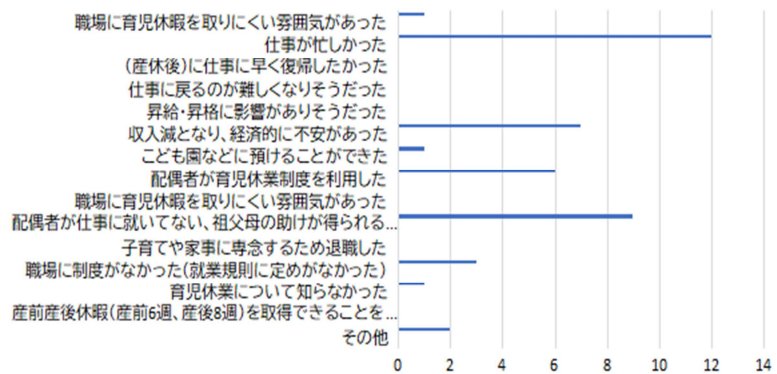
結果 父親は18%が取得、母親が72%となり、男性の育児休業の取得も増えつつありますが、収入の減少や仕事の休みにくさを感じ断念する人も少なくない状況です。母親も出産を機に退職する人が一定数あります。

育児休業の取得(父親)

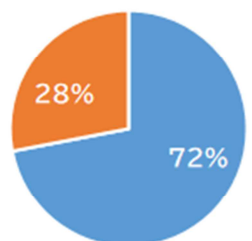


■ 取得した ■ 取得しなかった

取得しなかった理由 父親(複数回答)

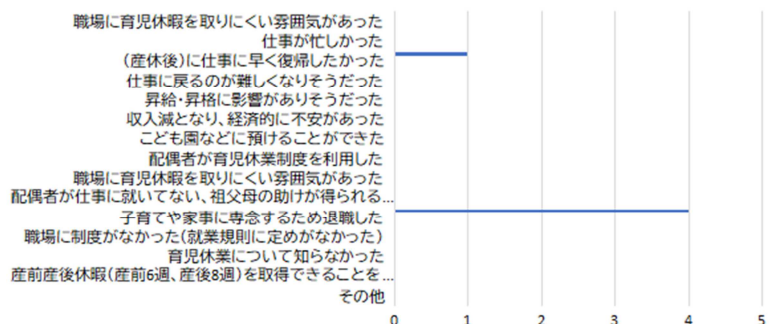


育児休業の取得(母親)



■ 取得した ■ 取得しなかった

取得しなかった理由 母親(複数回答)

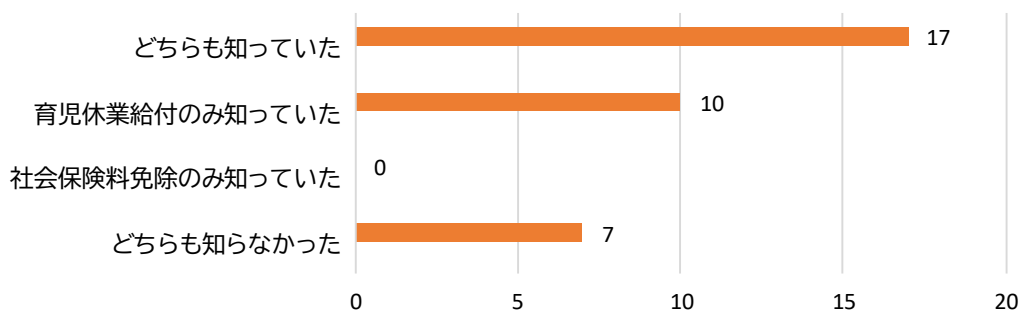


⑨育児休業時に利用できる制度について

設問 育児休業給付、保険料免除についての仕組みを知っていますか

結果 回答者の半数は「どちらも知っている」となりましたが、「どちらも知らなかった」と回答した人も少なくありません。育児休業を取得する人や事業所等へ制度周知が必要です。

育児休暇中の育児休業給付、社会保険料免除



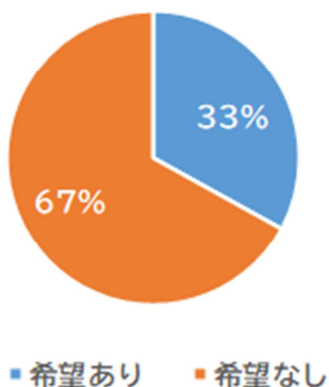
育児休業給付金：雇用保険の被保険者が育児休業を取得したとき収入減少を補うために支給される手当
 社会保険料免除：事業主が年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、育児休業等（育児休業または育児休業の制度に準ずる措置による休業）の期間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度

⑩土日、祝日や長期休業中の保育・教育サービスの提供

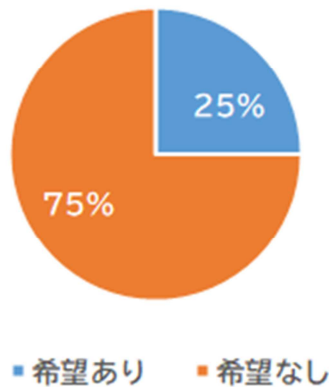
設問 土曜日と日曜日、祝日において、定期的な保育・教育サービスの利用を希望しますか

結果 土曜日の利用を希望する人が全体の約3割、日曜、祝日も4分の1の方が利用を希望されており、仕事の場合があるからという理由が多くを占めますが、病院や親の自由な時間が欲しいので気軽に預けることができれば助かるという意見もありました。

土曜日の利用



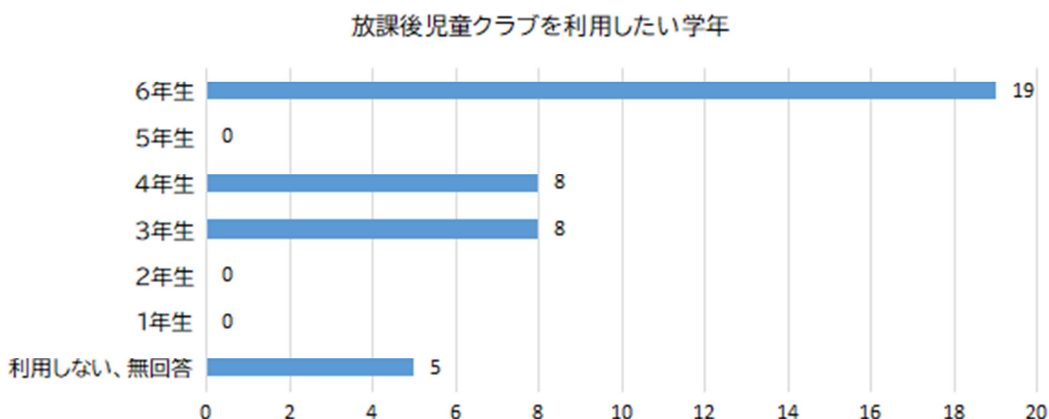
日曜日、祝日の利用



①放課後児童クラブ(なかよし教室)の利用について

設問 放課後児童クラブは何年生まで利用したいですか

結果 回答者の約半分が小学校6年生までの利用を希望していますが、学年が上がるにつれ学校から家が近い児童は、自宅で過ごす傾向にあります。



②放課後児童クラブ(なかよし教室)への意見

設問 放課後児童クラブに今後望むことはありますか(自由記載)

結果 現在のなかよし教室のスペースの改善に関する意見がありました

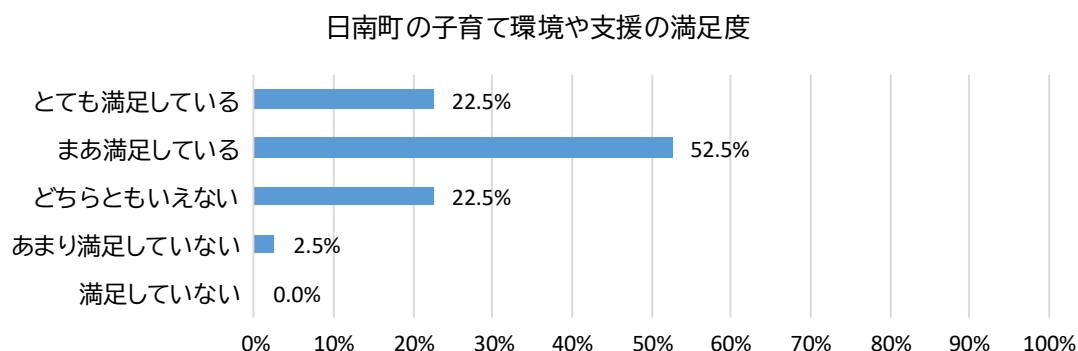
(回答内容)

- ・遊びたい人、勉強したい人、静かにしたい人が、離れて過ごせる部屋を作れると良い
- ・利用人数によっては、もう少し広いスペースだといいと思うときがある
- ・家に帰ってゲームをせず、なかよしで遊んだり宿題したり体を動かして友だちと過ごしてほしい
- ・広い場所で遊ばせてほしい

③日南町における子育て環境や支援への満足度

設問 日南町における子育ての環境や支援の満足度についてお答えください。

結果 75%の方が「とても満足」、「まあ満足」と回答していますが、本町の施策がすべての子育てで家庭に平等に届いていないとして「あまり満足していない」を選択した回答もありました。



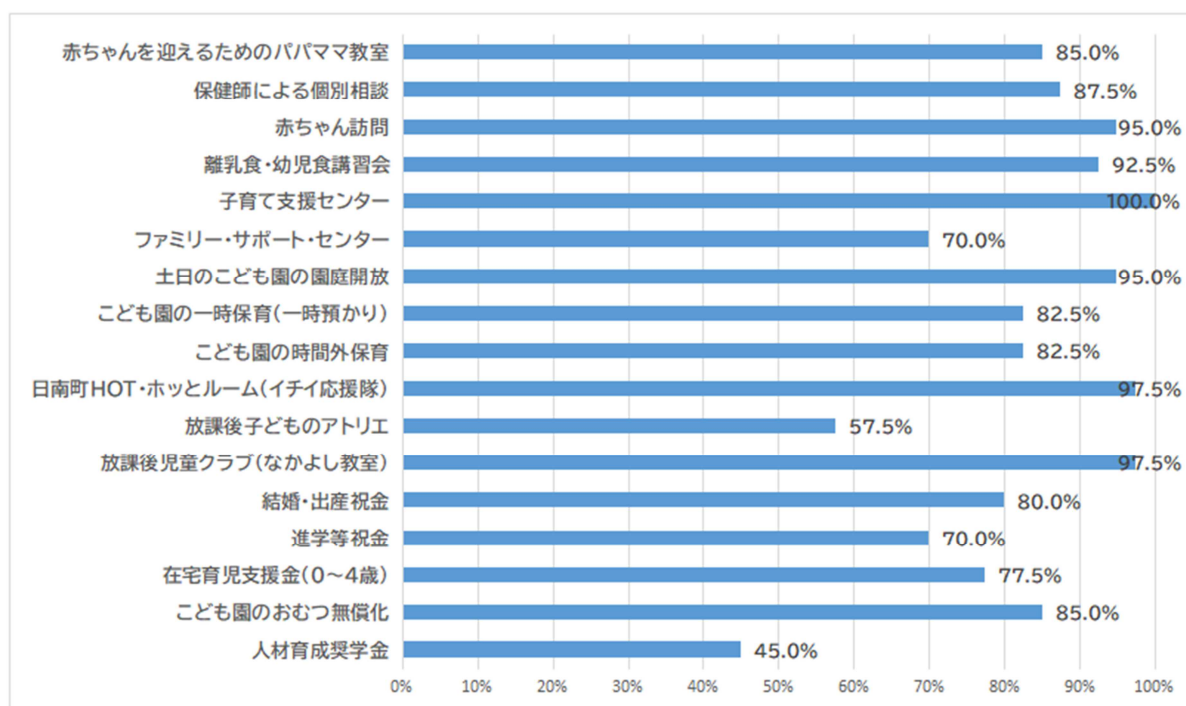
⑭日南町の子育て施策の認知度について

設問 日南町の子育て支援事業、安心子育てパッケージの事業についてお答えください

結果 小学校に通うこどものいる世帯が対象であるため、人材育成奨学金などの認知度は半数を下回りましたが、その他の事業については概ね7割以上の人が知っているとの回答でした。

事業名・事業内容	①知っている	②知らない	①のうち、事業を利用したい、またはしたことがある
赤ちゃんを迎えるためのパバママ教室	34 (85.0%)	6	12
保健師による個別相談	35 (87.5%)	5	10
赤ちゃん訪問	38 (95.0%)	2	23
離乳食・幼児食講習会	37 (92.5%)	3	23
子育て支援センター	40 (100.0%)	0	23
ファミリー・サポート・センター	28 (70.0%)	12	8
土日のこども園の園庭開放	38 (95.0%)	2	11
こども園の一時保育(一時預かり)	33 (82.5%)	7	1
こども園の時間外保育	33 (82.5%)	7	13
日南町HOT・ホットルーム(イチイ応援隊)	39 (97.5%)	1	3
放課後子どものアトリエ	23 (57.5%)	17	2
放課後児童クラブ(なかよし教室)	39 (97.5%)	1	14
結婚・出産祝金	32 (80.0%)	8	17
進学等祝金	28 (70.0%)	12	8
在宅育児支援金(0～4歳)	31 (77.5%)	9	15
こども園のおむつ無償化	34 (85.0%)	6	9
人材育成奨学金	18 (45.0%)	22	0

日南町の子育て施策の認知度



⑮子育ての環境や支援に関する意見、要望

設問 　子どもを生き育てたくなる町にするため、子育ての環境や支援に関してのご意見等、ご要望等
　　をご記入ください(自由記載)

1. 教育・保育に関する意見・要望

- ・自営業だと産後なるべく早く仕事復帰したいので、早めに保育を受け入れてもらえるとう助かる
- ・こども園を保護者と同年代、相談も含めて生後1か月くらいから利用できるとうよい
- ・自然を利用しこどもの非認知能力を高める保育により、心身ともに成長できる町をもっとPRする
- ・学校の給食費補助や免除のサポートがあれば大変ありがたい
- ・不登校時の学習支援をしていただけるとありがたい

2. 病院、医療に関する意見・要望

- ・平日、土曜日に小児科を受診できるようにしてほしい
- ・平日の病児保育や小児科の受診がもっと充実すると安心できる
- ・こどもに寄せた歯科が欲しい(遊べる広場や予約制の託児所等の設置)

3. こどもの居場所等についての意見・要望

- ・こどもが安心して遊べる広い公園が欲しい
- ・土日に子連れで遊べるスペースを充実させて欲しい
- ・天候に左右されずに遊べる施設を希望する
- ・年齢にかかわらず、集まれて遊べてくつろげ、飲食もできる場所があるとよい
- ・こどもがひとりでも安全に行ける場所にお店や遊び場が欲しい
- ・図書館教育の充実(人員や図書購入費の確保)を希望する
- ・習い事の種類を充実させてほしい
- ・自由に利用できるよう、休日に子育て支援センターを開放してほしい
- ・休日にこどもたちが集まれて、遊べる場所があると嬉しい

4. 子育て世帯向けの住宅政策についての意見・要望

- ・働く環境やファミリー向けアパートなどの住居を充実させてほしい
- ・状態の良い空き家を優先的に貸し出したり、住宅サポートを手厚くするとよい

5. その他の教育、子育て支援施策に関する意見・要望

- ・支援金や給付金の対象となる場合には、行政側から通知や案内をしてほしい
- ・就業時間の調整や定時で帰宅できる環境など、子育て中には職場も協力してほしい
- ・いつでも安心して子育てに関する相談できる場所が欲しい
- ・文化センターに授乳室を設置してもらいたい
- ・子育てに限定せず、包括的に生活を支える制度を考えてほしい
- ・支援の恩恵を受けられる人と、そうでない人の差がある
- ・他地域から移住した人に対する排他感、疎外感みたいな物を感じる
- ・日南町の子育て支援は充実していると思うので、もっとPRし、I・Uターンに繋げてほしい
- ・日南町は対応が柔軟なのでとても感謝している
- ・産後ケア事業をもっと手厚くしてほしい(産後ケア施設利用の際の助成金等)
- ・子育て世代に定期的なたったもカードのポイント支援があるとよい

5. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価等

第2期支援計画に基づく事業の実施状況や、子ども・子育て支援事業計画策定会議で出された意見から、日南町における子ども子育て支援の課題と対策について、本計画及び子ども・子育て支援事業計画へ反映します。

(1) 子育て中の保護者のニーズを踏まえた施策の推進

本町においても子育て世帯の核家族化は増加しており、就労状況の調査からも前回調査時より母親がフルタイムの勤務に従事する割合が高くなっている状況です。

このような子育て世帯の環境の変化により、こども園、放課後児童クラブ等が担う役割はますます重要となっており、今回の調査でも、土、日、祝日の預かりを希望する保護者が全体の1/3～1/4程度ありました。

令和8年度から、利用者の希望に応じてこども園、放課後児童クラブの土曜日の終日預かりを実施しますが、現状では日曜、祝日等の対応は、人材確保の観点からも対応が難しく、事業所等の子育て世帯に対する勤務調整等への協力の呼びかけも重要であると考えられます。

限られた人材でも実施可能なことについては改善を図るとともに、保育の充実にに向けた検討を重ね実現化に努めます。

(2) こども・子育てを見守り・支援する地域づくり

こども・子育て支援は、行政だけではなく社会全体で取り組むことが求められ、こどもや子育て家庭が地域や家庭で孤立することなく、時に見守り、また、地域の人とともに育ち合うことが大切です。

本町においても、登下校の見守りや居場所づくり、体験活動等によるこどもの育ちに対する支援が展開されていますが、今後もより一層活動の促進を図り、こども・子育てを見守り・支援する地域づくりを進めます。

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援の企業等との連携

子育て中の就労世帯の支援は、こどもとの関わりや日常生活を送る上で心身の負担を軽減し、ゆとりを持つことにもつながるなど、とても重要であり、保護者のニーズも高くなっています。

これまで日南福祉会が実施してきた事業所内保育「おひさま」が令和7年度末をもって閉所されることから、本町では、令和8年度より、これまでの土曜日の午前中しか利用ができなかったこども園での保育を終日預かりに拡大し、小学生に対しては、放課後児童クラブ「なかよし教室」を土曜日にも開設することで、子育て中の就労世帯等への就労支援を行います。

町内事業所に勤務する保護者が活用できる仕組みですが、引き続き仕事と家庭の両立に向けた啓発を社会全体に向けて発信し、地域ぐるみでワーク・ライフ・バランスを推進します。

また、母親と父親が共に子育てに参加し、経済的に安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を地域ぐるみ、ひいては社会全体で醸成していくことが大切です。

(4) こどもと保護者が一緒に過ごせる場所や相談・情報提供体制の充実

こども連れで出かけられる場所や、親子で楽しめる機会などの充実が求められている中、イベントやサービス等の情報を周知するとともに、参加しやすい環境体制について、保護者の声にも耳を傾けていきます。

また、核家族化やひとり親家庭等生活環境の多様化を背景に、保護者の相談内容も複雑化しており、子育て支援センター、こども家庭センター等、様々な悩みを気軽に相談できる総合的かつ専門的な窓口の確保と充実に努めます。

■第3章 日南町こどもどもまんなか計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念 ▶▶▶ 基本目標 ▶▶▶ 基本施策

本町ではこれまでの子ども・子育て支援事業計画において、「人とともに生きていくを感じられる子」を基本理念として掲げ、こどもや子育て世帯を中心とした様々な事業に取り組んできました。

本計画では、これまでの基本理念を尊重しつつ、「こどもまんなか社会」の実現をより明確にするため、『日南ではぐくむこどもの未来 一人ひとりに寄り添いみんなが主役の「こどもまんなか」のまち』を基本理念として定め、まちの「創造的過疎への挑戦」、教育大綱に掲げる「持続可能な未来」の視点を保ちながら、こども・若者をまち全体で支え、育み、町民すべての人が幸せでいられるまちづくりを目指します。



【基本理念】

～ 日南ではぐくむ こどもの未来 ～

一人ひとりに寄り添い みんなが主役の『こどもまんなか』のまち

2. 基本目標

こども基本法に基づく政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定めるものとして制定された「こども大綱」には、基本的な方針として、次の6つの方針が定められています。

こども大綱の基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立ち結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本計画では、これらの方針を踏まえつつ、基本理念である「一人ひとりに寄り添いみんなが主役の『こどもまんなか』のまち」を実現するため、次のとおり4つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

日南町こどもどまんなか計画の4つの基本目標

①【安心と安全】寄り添い、独りにさせない切れ目ない子育て支援の充実

- 妊娠期から成人期まで、こども家庭センター等を中心に、福祉・医療・教育が連携して家庭を孤立させない支援体制を構築します。
- バランスの良い人口構成のため、結婚から妊娠・出産、育児、次世代を担うこどもの育成まで、切れ目なくきめ細かい施策を展開します。

②【尊重と学び】一人ひとりを尊重し、健やかな育ちを支える教育環境づくり

- こどもや若者が自分の意見を発言でき、町の施策に反映される機会と仕組みを設けます。
- 自分の気持ちを言葉にすることが難しいこどもや、不登校・引きこもり状態にある若者の「小さな声」をすくい上げる仕組みを構築します。
- こどもたちが、郷土に愛着を持ちながら、豊かで温かい心を育み、夢や希望をかなえていけるよう地域全体で育てていくことのできる環境と、こどもが地域社会の一員としてのびのびと育つことのできる地域づくりを目指します。
- 教育大綱の目標に基づき、ICT活用や少人数教育の強みを活かし、一人ひとりの個性を伸ばす質の高い学びを提供します。経済的理由や発達特性、ヤングケアラーなどの課題を抱えるこどもが、等しく質の高い教育を受けられるよう、学習支援に努めます。

③【くらしと居場所】全てのこどもや子育て世帯が日南で「暮らし、育てる」喜びの実現

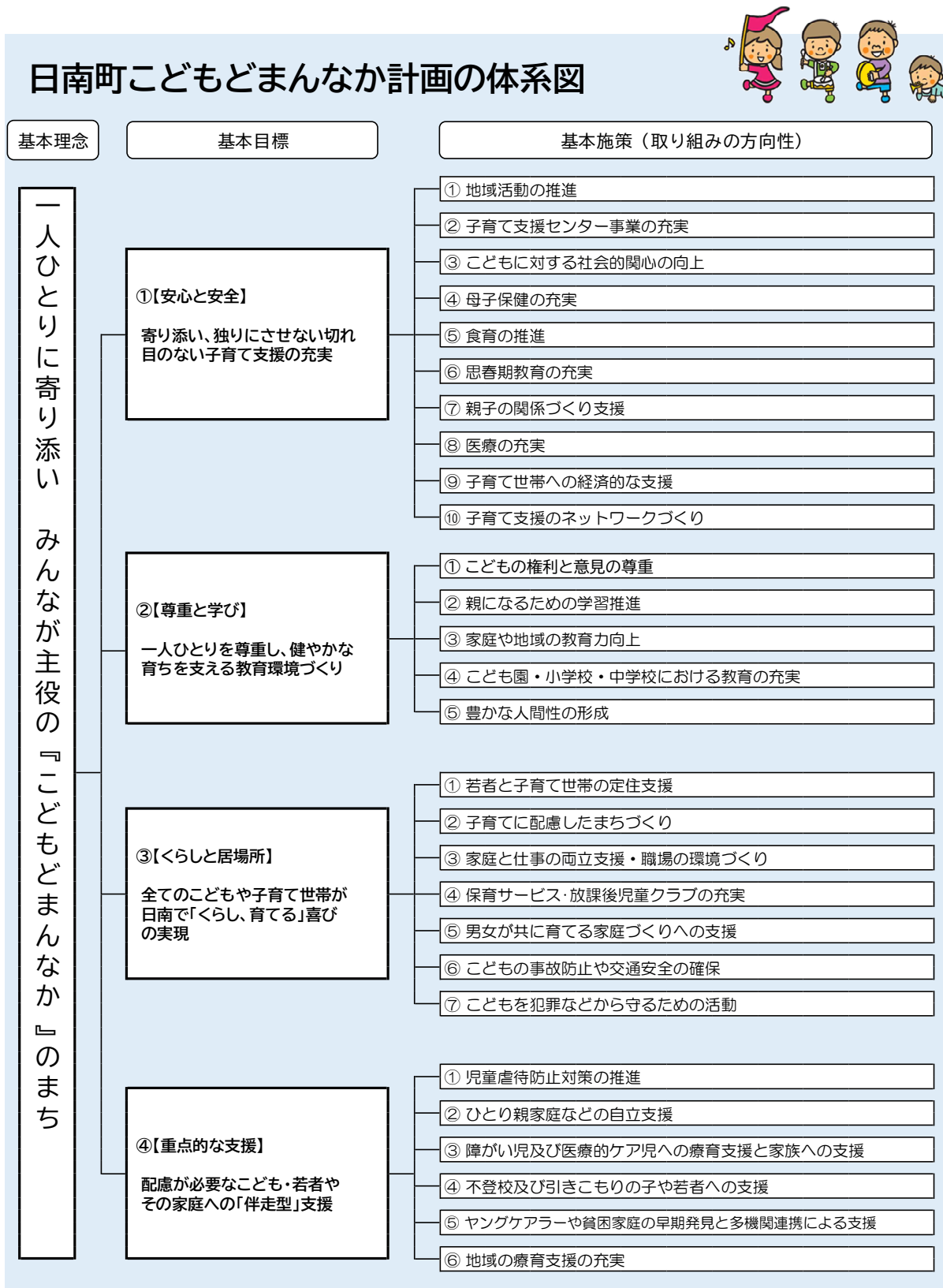
- 若い世代の所得安定や住宅支援、「仕事と子育て」を無理なく両立し、ゆとりを持って暮らせる環境づくりを整えることで、日南町での定住・子育てへの希望をかなえます。
- 日南町で暮らすこどもや若者、その家族が楽しく過ごせる場所を想像します。
- 総合計画の「人づくり」の柱と連動し、移住・定住の促進や、日南町で暮らす外国人と「共に暮らす」環境を整えます。

④【重点的な支援】困難を抱えるこども・若者や家庭への「伴走型」支援

- 障がいの有無や不登校、家庭環境にかかわらず、全てのこどもが排除されず、放課後や休日に安心して過ごせる居場所を整備します。こども・若者の物理的、精神的な「居場所」不足を解消し、社会とのつながりを維持します。
- 経済的困難、不登校、ヤングケアラー、児童虐待、障がいなど、特別な支援を必要とするこどもや家庭に対し、出向く支援(アウトリーチ)を強化します。
- 地域の「顔の見える関係」を活かし、孤立しがちな家庭を早期に発見できるよう、関係機関がチームとなって、自立まで寄り添います。
- 家庭の環境によりこどもたちの幸せが損なわれないよう、必要な支援を行います。

■第4章 日南町こどもどもんなか計画に定める施策の推進

前章で定めた基本理念及び基本目標を達成するための、4つの目標それぞれに対応する具体的な施策、取り組みについて本章で説明します。これらすべてをまとめたものが、つぎの体系図となります。



1. 基本目標①【安心と安全】 寄り添い、独りにさせない切れ目ない子育て支援の充実

1-① 地域活動の推進

人口減少や地域活動の減少により、地域と子どもたちのかかわりが希薄になっており、地域とつながる機会づくり、地域の特色を活かした活動の推進などにより、地域文化の継承や子どもたちの社会性の育成に取り組めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
地域住民による地域のこどもの見守り	学校の教育活動をサポートしていく「地域応援活動」を継続し、学校支援コーディネーターが中心となり地域のボランティア人材を拡充していきます。加えて、地域の子どもたちと地域住民が交流できる機会を設け、地域全体で子どもたちの成長を見守ります。	地域づくり推進課 教育委員会
学校・子ども園と地域活動の連携・調整	地域活動や事業が認定子ども園や学校のイベント等の開催と重ならないよう、関係機関で連携・調整を図り、子どもや保護者が地域の活動に参加しやすい環境を整えます。	教育委員会
長期休業中のこどもの居場所づくり	長期休業中のサマースクール、「にちなんっ子クラブ」の開催や、放課後児童クラブにより、こどもの体験学習や居場所づくりを支援します。	教育委員会 子ども若者未来課
子育て世帯の町事業への参加促進	ふる里まつりや食のバザールへの出店や地域行事への参加など、子育て中の保護者の企画運営に対して、必要な手続き及び情報提供、事前準備のための場所の提供、仲間を広げるための呼びかけや支援等を行います。	子ども若者未来課

1-② 子育て支援センター事業の充実

面積が広く集落もまばらな日南町では、地域で子どもや保護者同士が触れ合う機会を持ちにくい背景があります。子育て支援センターは、主に入園前の親子を対象に交流や異世代交流などを積極的に図り、地域における子育て支援の拠点として重要な役割を担っており、さらなる事業の質の向上に努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
子育て支援センター事業の運営	親子が気軽に利用でき、子どもや保護者同士が自由に交流できる本町の子育て支援の拠点として開所します。専任職員を配置し、保護者の子育て相談への対応や各種イベントを実施し、保護者の子育てに関する不安解消やこどもの健やかな成長へのお手伝いをします。	子ども若者未来課
ファミリー・サポート・センター事業	会員の育児に関する援助活動を有料で行っています。利用や登録が少ない状況にありますが、制度の周知と利用向上に努めます。	子ども若者未来課
ファミリーデーの開設	毎月1回、土曜日に子育て支援センターを開所し、家族で楽しいひとときを過ごす場や学習の場を提供し、父親の参加も促していきます。	子ども若者未来課
育児サークル「カンガルークラブ」の運営支援	サークルの企画立案や活動状況を紹介するチラシの作成をサークルの世話人とともにを行い、活動を支援します。また、近隣市町村の育児サークルなどとの交流やお出かけ事業などもを行い、親子の親睦を深めるとともに子育てをより楽しいと思えるよう支援を行います。	子ども若者未来課
異世代とのふれあいの促進	町内の高齢者と交流ができる機会を設け、異世代交流により地域とのつながりを強化する支援を行います。	子ども若者未来課
子育てに関する講習会	子育て中の保護者を対象に学習の機会を設け、保護者の子育て力向上や情報交換、交流促進の場を確保し、こどもの将来に見通しを持ったかかわりやこどもの発達に応じたかかわりが出来るよう努めます。	子ども若者未来課

おでかけにっこり事業	支援センター利用親子が認定こども園において園児と交流を図ることで、親子交流とこども園に対する理解を深めます。また未就園児の保護者が保育教諭と顔なじみになる機会とし、入園等に向けての不安の軽減、解消を図ります。	こども若者未来課
------------	--	----------

1-③ こどもへの社会的関心の向上

子育て家庭だけでなく広く地域へ情報発信し、こどもに対する社会的関心の醸成を図ります。

施策・事業名	概要	主な担当課
子育て関連情報の一元化	子育てに関するさまざまな情報を容易に入手できる、わかりやすいホームページを構築するとともに、子育て支援センターが発行する「にっこりだより」などで随時情報提供を行います。広報にあたっては、こどものプライバシーに配慮します。	こども若者未来課
広報活動の充実	町報やちゃんねる日南において各事業の案内を行うと共に、子育て支援に関係したイベント等の様子を伝える機会を設けます。	こども若者未来課

1-④ 母子保健の充実

こどもが健やかに生まれ育つよう、保健師が中心となり子育て親子の心身の健康づくりを支援します。

施策・事業名	概要	主な担当課
妊産婦訪問相談 新生児訪問	ハイリスクを持つ妊婦や希望に応じて、保健師や管理栄養士が適宜訪問して妊娠や出産、育児への不安の軽減や異常の早期発見に努めます。医療機関からの連絡によって訪問することもあります。虐待予防や孤立予防の観点からも妊娠期からの支援にも重点を置いています。出産後に早い段階で新生児訪問を行い、新生児と母親の健康状態や家庭環境の観察、育児に対する相談にきめ細やかに対応し、安心して育児ができるよう支援します。	こども若者未来課
産科及び助産師との連携	ハイリスク妊婦など必要に応じ、産婦人科や開業助産師と連絡をとり合いながら、安全な周産期が過ごせるように支援を行います。	こども若者未来課
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うヘルスケアを支援し、普及啓発に努めます。	こども若者未来課
不妊治療への支援	不妊治療を必要としている家庭への支援を図るため、鳥取県特定不妊治療費助成交付事業(体外受精及び顕微鏡授精に要する経費の一部を助成)を受けている家庭に対して費用助成を行います。	こども若者未来課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付時及び妊娠8か月頃にアンケートを実施し、現状の把握や出産前後の予定の確認と併せて、町の子育て事業などに関する案内を行い、状況に応じた支援の提供と今後の育児や親子の健康への関心の向上につながるよう情報提供を行います。	こども若者未来課
家族計画指導	夫婦で家族計画について話し合い適切な避妊方法を実施していくことで、希望するこどもの数を産み育てていけるよう新生児訪問及び乳幼児健診時等を活用して支援します。	こども若者未来課
子育て相談及び健康相談	妊娠中から子育てに関係しているすべての方を対象に、必要に応じて訪問や電話による個別相談を受けます。2ヶ月ごとに保健師が身体計測を実施し、健康管理と異常等の早期発見に努め、保護者に寄り添い子育て相談に応じています。	こども若者未来課

予防接種の実施	予防接種法に基づき、定期の予防接種を実施します。予防接種業務を医療機関に委託し、全て個別接種としています。未接種者の把握や接種勧奨を行い接種率の向上を図り、地域における疾病の感染や蔓延を防ぎます。また、厚生労働省によって薬事法上認可がなされた任意の予防接種について、保護者と医師の相談の上で、希望者に接種し、こどもの健康を守ります。(任意接種の一部費用助成も実施)	こども若者未来課
産後ケア	出産後1年以内の母子を対象に、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行います。ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型があり、母子のケア、育児相談及び授乳相談などを受けることができます。	こども若者未来課
乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査の実施	医師の診察や集団指導、保健師や管理栄養士による乳幼児の発達状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を実施します。精密検査の勧奨や未受診者の実態把握及び受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。また、健診結果や統計データ等を参考とした健診内容の見直しや項目の追加を適宜行い、内容の充実や受診しやすい環境づくりに取り組みます。	こども若者未来課
5歳児健康診査の実施	就学前に心身の発達、社会性や言語及び行動面での特性や身体所見(特に視覚・聴覚)、またこどもをとりまく環境に伴う心の問題などを早期に発見し、家族、認定こども園、小学校が連携し、就学後に想定される課題に対する支援を考えます。また、事後相談を設け、保護者への助言、指導を充実させることにより孤立や不安の軽減を図ります。令和7年度からは作業療法士も加わり、支援内容を充実させました。	こども若者未来課
歯科健診及びフッ素塗布	乳幼児健診では歯科衛生士による歯科相談を、1歳6か月児及び3歳児健康診査では歯科医師と歯科衛生士による歯科診察・歯科相談を行います。それ以外にも歯科健診を実施して1～5歳のこどもに対してはおよそ6か月ごとにフッ素塗布を行い、むし歯予防を推進していきます。令和8年度からは対象児を6歳まで拡大します。	こども若者未来課
歯科保健対策の推進	認定こども園においては、年1回のブラッシング指導の他、平成24年より4～5歳児クラスにおいてフッ化物洗口を実施しています。小中学校においても同様に年1回のブラッシング指導を実施しており、むし歯予防に加えて歯周病予防等についても啓発を行います。	教育委員会 こども若者未来課
子育て短期支援事業	養護者の仕事、疾病、出産等の理由で18歳未満の児童の養育が一時的に困難な場合に養護施設や乳児院において一定期間、養育及び保護を行います。本町では、令和8年度から受け入れ可能な町外3施設に委託し、事業を実施します。	こども若者未来課

1-⑤ 食育の推進

乳幼児期からの望ましい食事のとり方や、食習慣の定着を図ります。咀嚼力の向上や歯科保健の充実による心身の健康を支援するとともに、地産地消の推進などを通して、食に対する感謝の気持ちを育み、豊かな人間性の形成や家庭づくりを支援します。

施策・事業名	概要	主な担当課
離乳食・幼児食講習会の実施	乳幼児期からの正しい食事の取り方の普及啓発や、親子での望ましい食生活の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成のために、講習や調理実習を行います。	こども若者未来課
こどもに合わせた食事の提供と配慮	離乳食が未完了の入園児に対して、発達の段階に応じた食事を、アレルギー等のあるこどもに対しては医師の指示による除去食等個別対応の食事を提供します。	教育委員会

給食及び授業への学校栄養教諭の参画	学校栄養教諭(管理栄養士)が給食時間に出向き、食事マナーや食べ物についての話をするとともに、家庭科や生活科の授業で食についての指導を行い、児童・生徒に正しい食習慣の定着を目指して指導を行います。	教育委員会
地産地消の推進	地元生産者と協力し、地元産の安全、安心な食材を使用した給食をこども園・小学校・中学校に提供します。また、鳥取県や日南町の特産品や郷土食を提供する等、給食を通して地域への理解や愛着を深める機会を設けます。	教育委員会
母子保健事業(健診及び育児教室等)での食育栄養指導	妊娠期から母親に対して食事の大切さについて、出産後は授乳中の食生活や離乳食及び幼児食の進め方について、育児教室や各乳幼児健診時に個々に合わせた相談に乗り、指導を行います。必要に応じて、経過観察の必要な親子及び家族に対して継続した栄養指導を行っていきます。	こども若者未来課

1-⑥ 思春期教育の充実

思春期の子どもたちに性や性感染症予防、喫煙や飲酒、薬物乱用防止 などについての学習の充実を図り、今後の人生において、自分が正しいと思う選択肢を自己決定できるよう支援します。

また、不登校の問題や子育ての悩み等に対応するために、学校と家庭や社会の連携を促進し、社会全体で子どもを育成していく環境づくりに努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
健康教育(保健)の実施	関係機関と連携し、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の充実を図っています。また、健康診断の事後措置・健康相談・感染症の予防・学校環境衛生検査の実施と事後措置の指導や、いのちの教育(こころと身体、性教育の指導)、食育の推進も図っていきます。	教育委員会 福祉保健課 こども若者未来課
こどもの心に寄り添う支援の充実	登校の問題や子育ての悩みに対応するために、『スクールカウンセラー』を配置し、教育相談を実施しています。また、家庭と学校の連携をより円滑に進めるために配置された『スクールソーシャルワーカー』を活用し、こどもの心に寄り添った支援を展開できるよう学校と地域が連携して対応していきます。また学校外で気軽に相談できる場の構築にも努めます。	教育委員会

1-⑦ 親子の関係づくり支援

子どもへの関わり方や・接し方をあらゆる機会を捉えて具体的に提示していくことで、親子のふれあいを促進し、親子関係づくりの強化・促進に努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
おやこふれあい教室	希望者を対象に、助産師のベビーマッサージ講習を行い、こどもとのふれあい方を学び実践することで親子の愛着形成を促進します。また、母親同士の交流を図り、楽しく子育てに取り組めるように支援します。	こども若者未来課
親子ふれあい遊び	子育て支援センターを利用している親子に、ふれあい遊びを紹介し実際に行ってみることで、親子のコミュニケーションの促進やこどもの月齢及び年齢に応じたバランス感覚などの発達を促します。	こども若者未来課

木のおもちゃ貸出事業	乳幼児の短期間に遊ぶ安全な木製遊具を日南町こどもゆめ基金で購入し、子育て支援センター、こども園から希望する世帯に貸出しを行っています。	こども若者未来課
乳幼児健診への保育教諭の参加	健診時に保育教諭が参画し、発達状況の細やかな伝達や見立て、育児を楽しむ為の方法や具体案を保護者に伝えます。特に5歳児健診では、担任保育教諭が参加することにより、個々に必要な具体的な援助のあり方が、保護者や関係機関に提示しやすくなります。	教育委員会
誕生記念絵本配布事業(ブックスタート)	乳児期から絵本が身近にある環境を作るため、出生があった家庭に10冊の本を贈呈し、本を通した親子のふれあいの充実を図ります。	こども若者未来課
ウッドスタート事業	誕生のお祝いとして、町産材を100パーセント利用した積木セット等を贈呈し、木育・森林教育の充実を図ります。	農林課
アートスタート活動支援事業	未就園児を対象に、アートスタート(作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞)の機会を提供し、こどもの豊かな感性と創造性を育みます。	こども若者未来課
親子関係形成支援事業	子育てや親子の関係に不安を抱える保護者、妊婦を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況に応じた支援を行います。	こども若者未来課

1-⑧ 医療の充実

本町の医療施設は、日南町国民健康保険日南病院、個人歯科医院1つの施設があります。日南病院は現在内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リハビリテーション科の8つの診療科(曜日指定)があります。

小児科は週2日開設していますが、こどもを安心して生み育てることができるように医療の充実により一層努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
小児科医師の確保	現在は小児科の常勤医師が不在であるため、医大の協力により週2回の診療日を開設しています。こどもを安心して生み育てるためにも小児科の常設は不可欠です。令和7年度からは、鳥取大学と日野郡3町とが小児科医育成・確保強化業務として委託契約を締結し、小児科医の確保に努めています。また、小児科診療日以外でも総合診療医が診察するなどの対応をとっていますが、継続して医師の確保に向けた協議検討を重ねていきます。	日南病院 福祉保健課 こども若者未来課
日南病院の診療科の充実	現在の日南病院に非常勤で開設されている耳鼻咽喉科や眼科、小児循環器及び小児血液外来、皮膚科などの継続とともに、診療科の検討を継続して行っていきます。	日南病院
家庭看護力向上支援事業	保護者や家族の家庭看護力自体を向上させ、適切な医療受診行動の判断が行えるように支援することを目的に、月1回小児科医師による座談会を開催しています。具体的な事例や症状への対処法を医師から直接聴き、保護者の不安軽減・緩和に努めます。	こども若者未来課
医療アプリ「いつでもドクター」導入	常勤小児科医師がいない本町において、24時間365日対応が可能な医療アプリの導入により、子育て世帯の不安を軽減します。	こども若者未来課

1-⑨ 子育て世帯への経済的な支援

現行の制度を継続実施しながら、状況の変化に応じて見直し、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭等に対しての手当の支給及び医療費助成も行っています。

施策・事業名	概要	主な担当課
妊婦一般健康診査票の交付	計14回分までの妊婦健診(多胎妊婦には5回分をプラス)を公費負担し、健診に関わる経済的な負担を軽減することで健やかに妊娠期を過ごせるように支援します。	こども若者未来課
妊婦のための支援給付事業	妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的とした経済的支援を行います。(各5万円)	こども若者未来課
新生児聴覚検査の費用助成	生まれつき耳が聞こえにくい新生児を早期発見し、適切なサポートにつなげるために、新生児聴覚検査の費用を助成します。(助成上限7,000円)	こども若者未来課
乳児健康診査票の交付	生後3~4カ月と9~10カ月に1回ずつ医療機関での個別健診を公費負担で受けられるよう支援を行います。	こども若者未来課
可燃ごみ袋の配布	3歳以下のこどものいる子育て家庭に対して、可燃ごみ袋の無料配布を行い、経済的負担の軽減を図ります。	環境エネルギー課
出産祝金の支給	町内に住所があり定住の意思がある家庭に対して、出産祝金として1子につき10万円を支給しています。	こども若者未来課
こどもゆめ基金	国・県の事業はもとより、町単独の子育て支援に資するため、基金の積み立て、管理を行い具体的な活用方法について、日南町こどもゆめ基金運営協議会で検討を行います。	こども若者未来課
児童手当の支給	令和6年10月から支給対象が拡大され、18歳に達する日以降の最初の3月まで手当を支給します。児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与します。	住民課
児童扶養手当の支給	父母の離婚等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って手当を支給しています。	こども若者未来課
保育料の完全無償化	国の制度とあわせて町単独事業を活用し、所得に関わらず全年齢で保育料を無償化しています。	教育委員会
特別医療費助成制度	小・中学校在学期間中の通院費と入院費を助成していましたが、平成27年度より、高校在学期間まで年齢を拡大しています。	住民課
未熟児養育医療助成事業	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費を助成します。	こども若者未来課
就学援助制度	低所得家庭に対して、教育費、給食費、通学費を援助します。	教育委員会
遺児手当支給事業	中学校修了までの遺児を対象として町独自による手当を支給します。	こども若者未来課

在宅育児サポート事業	鳥取県では、在宅で育児(生後3か月目から1歳まで)をする家庭への経済的支援のため在宅育児支援金(30,000/月)を支給しています。本町では、引き続き1歳から在宅で保育をする場合、町独自で4歳の誕生日の前月まで年齢を延長し同額の支援金を支給しています。	こども若者未来課
高校生通学費等助成	高等学校等の通学定期代等(寮、下宿代も対象)の助成をします。	教育委員会
町営バス定期券(10/10 減免)	日南小中学校に通う児童生徒のバス定期券を無料で発行します。	地域づくり推進課
おむつの無償化事業	認定こども園で使用するおむつを無償提供しています。	教育委員会
進学等祝金(いきいき定住促進条例)	町内に1年以上居住する小学校・中学校・高校等に入学する児童の保護者に祝金として小学校入学時10万円、中学校入学時20万円、高校等入学時(または就職時)30万円の祝金を贈呈し、経済的負担を支援します。	こども若者未来課
人材育成奨学金制度	大学、専門学校等への就学希望者で一定の要件を満たす者に対して、就学資金の貸与を行います。	教育委員会

1-⑩ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わる機関が、日南町のこどもを取り巻く状況や課題に対する共通認識を持ち、一貫した援助が提供されていくことが必要です。そのためにさまざまな制度を整理・再構築し、各機関との連携の強化を図るとともに、子育て家庭を地域全体で支える社会となるよう努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
各機関の共通理念に基づく一貫した子育て支援	子育て支援に関わる機関が日南町のこどもを取り巻く状況や課題に対する共通認識を持ち、一貫した子育て支援・親子教育に取り組みます。そのために、定期的に子ども・子育て支援計画の進捗状況に関係機関と確認し、評価と課題の抽出を行います。	こども若者未来課
子ども支援連絡会議	教育委員会主催により、認定こども園、小学校、中学校に通うこどもたちへの支援の検討を継続的に行います。	教育委員会
親子に一貫した支援を提供できるシステムの構築	子ども支援連絡会議や関係機関ごとのこどもへの関わりや役割を体系化し、こどもの所属や担当者の交代に影響されない一貫した支援ができるようなシステムの構築と充実を図り、関係機関で必要な情報伝達に改めていきます。	こども若者未来課
就学に向けた教育委員会の連携	公開保育や体験入学の実施により、こども園と学校が同じ目線で課題を整理できるよう相互理解を深めます。 乳幼児健診後、就学に向けて支援が必要な場合に保護者の同意のもと、早い段階から連携を図り、必要な対応を小学校に確実に引き継げるようにし、こどもとその保護者が安心して就学が迎えられる体制づくりに努めます。	教育委員会 こども若者未来課
国際結婚家庭やこどもへの支援	国際結婚家庭に対して、必要に応じて県や専門機関との連携により支援を行います。	こども若者未来課

2. 基本目標②【尊重と学び】一人ひとりを尊重し、健やかな育ちを支える教育環境づくり

2-① こどもの権利と意見の尊重

こども大綱等に示される「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」こと、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくこと」を尊重し、社会の意識や行動に繋がるような広報や施策を推進します。

施策・事業名	概要	主な担当課
人権教育の推進	こどもの基本法や大綱などが目指すこどもの権利について、大人だけでなくこども自身が理解できるような周知を行うとともに、認定こども園・小学校・中学校・PTA・地域と連携し、人権教育の推進を図ります。	教育委員会 こども若者未来課
こども・若者の意見の施策への反映	こども・若者たちの生の意見を聴き取る機会を設け、関係機関やこどもゆめ基金運営委員会等で施策の実現化に向けた協議を行います。	こども若者未来課

2-② 親になるための学習推進

次代の親を育成していくために、幼いころからの継続的かつ系統的な学習や経験の中で、自分や他者の命の尊さを認識し、自尊感情を高めていけるように努めます。

また、地域や歴史、人とのつながりの中で生きていくことの意義を伝えていくよう努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
赤ちゃんを迎えるためのパパママ応援教室	妊娠期から親としての意識を育み、出産や育児に対する不安などの解消に努め、夫婦で育児をしていく姿勢を考えることができる内容にしています。先輩親子に参加してもらうことや妊娠中からの仲間づくりができるように努めます。	こども若者未来課
伝統文化の伝承、地域資源への理解促進	地域に古くから伝わる行事や文化にふれる機会を設け、地域への愛着を深め、伝承の担い手を育成するよう努めます。また、地域資源についてそれらがあることにどんな意味や意義があるのかを学習する機会を設け、理解を深められるよう努めます。	教育委員会ほか
いのちの教育	認定こども園・小学校・中学校に通う園児・児童・生徒及び保護者を対象に継続的かつ系統的に命について考える学習会を行い、自分や他者の命の尊さを認識し、自尊感情を高めていけるように支援していきます。	教育委員会

2-③ 家庭や地域の教育力向上

次代を担うこどもを社会全体で育てていくために、家庭や地域の教育力を総合的に高めていくよう努めていきます。

施策・事業名	概要	主な担当課
家庭読書の推進	家庭で読書活動を推進するよう啓発に努めます(家庭読書の日)。	教育委員会 こども若者未来課
保護者向け読書啓発	こどもの読書を推進するため、子育て支援センター、こども若者未来課、こども園、小中学校と連携し、保護者に向けた講演会を開催するなど啓発活動に努めます。(親子絵本のお城事業)	こども若者未来課 教育委員会

地域に信頼される学校づくりへの取り組み	小中学校から「学校だより」やホームページで学校についての情報をお知らせするとともに、学校運営協議会委員をはじめ、地域の方の意見を聞き、学校経営に活かします。また、地域の方に授業や活動に参加いただいたり、子どもたちが地域の行事等にボランティアで参加したりするなどし、交流を図ります。	教育委員会
---------------------	--	-------

2-④ こども園・小学校・中学校における教育の充実

【認定こども園】

にちなん保育園は、令和4年度に「幼保連携型認定こども園 にちなん十色」に移行し、令和8年度から本園及び石見分園の2園で運営されています。

中心となる本園以外は小規模園であり、地域の特色を活かし、こども一人ひとりの発達に即したきめ細かい環境を整え、日南町の自然を大いに取り入れた教育・保育を展開していくとともに、令和6年度には東京都の先進的な保育施設である「新宿せいが子ども園」と連携協定を結び、「見守る保育 藤森メソッド® ※1」を導入し、乳幼児期からの「非認知能力 ※2」の育成の取り組みが始まっています。

3歳未満児の保育の充実を図るとともに町内の待機児童がないよう適切な人員体制を維持し、保護者が子育て相談を気軽にできるように努めるとともに、発達の気になるこどもへの対応、医療ケアを必要とするこどもへの対応にも努めます。

また、土曜日の保育時間を令和8年度から半日から終日に拡充し、保護者のニーズに応えます。

※1 「見守る保育藤森メソッド®」では、子どもの自主性を尊重し、子どもが自分のペースで成長できるように見守ることを重視する保育の方法で、新宿せいが園の園長である藤森平司氏によって開発された。

※2 数値で表せる学力でなく、数値で表せられない粘り強さや協調性、自信、自制心などの力

【小・中学校】

平成21年度の日南小学校の開校以来、認定こども園との連携も含め、様々な面で小中学校が連携した活動を進めてきました。また平成18年度から実施している園小中一貫教育の取り組みを進め、確かな学力と生き抜く力の育成に努め、「知」「徳」「体」のバランスのとれた学校教育を推進しています。

今後は、複雑化・多様化する学校現場の課題等を解決するために、地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用を図り、社会総がかりで教育の充実を図ることが重要となり、「どのようなこどもたちを育てるか」をともに議論し、目標やビジョンを共有し、協働による取り組みを進めていきます。

さらに、豊かな心・確かな社会性を育む教育やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置によるこども支援のための体制づくりを進め、家庭・地域との連携を図るとともに、ふるさとについて理解し、ふるさとを愛する児童・生徒の育成に努めます。

令和8年度には、園小中の教育環境に関する検討会を発足させ、今後の日南町の園小中一貫教育の体制の見直を議論するとともに、教育施設の長寿命化や建て替えなどについて検討を進める予定です。

施策・事業名	概要	主な担当課
認定こども園、小中学校の一貫教育の推進	日南町のこどもが安心して一貫した教育が受けられるように認定こども園、小学校、中学校の連携を深めていきます。	教育委員会
体力づくりの推進	こどもが歩いたり、身体を動かしたりする機会が増えていくように、各機関で具体的な取り組みを推進していきます。	教育委員会

テレビゲームメディアとの関わり方の学習	長時間のメディア(テレビ、ビデオ、DVD、インターネット、スマホ、ゲーム等)漬けの弊害について啓発し、メディアとの付き合い方(メディア・リテラシー)について学ぶ機会を設けます。	教育委員会
異年齢児交流保育	普段の生活から、様々な年齢の人とのかかわり経験を増やし、一緒に過ごすことで役立ち感や憧れ感などが引き出せるよう、異年齢の交流を促しながら出会い、触れ合い体験を増やしていきます。	教育委員会
町内の園同士による4～5歳児の交流保育	町内のこども園に通う4～5歳児のこども同士が交流できる日を設けています。交流を通して体験や出会いを広げ、自分の思いを伝える力、友だちの話をきける力を高めていくように努めます。	教育委員会
年長児合同保育	小学校就学前の早い時期から、各こども園に通う年長児同士が仲間づくりができるように合同保育を実施しています。仲間とともに就学に向けての期待感や安心感を得ることで、小学校生活にスムーズに移行できるように支援します。	教育委員会
自然と戯れる保育	自然の中にどんどん入っていく保育を展開し、五感を通して生きた感覚をこどもたちが取り入れていけるように支援します。	教育委員会
身体の基本作り	持続力、持久力、集中力、同じ姿勢を維持する力、手足を伸ばしたり縮めたりする力を着実に身につけていけるように、計画性を持って遊びや運動を取り入れていきます。	教育委員会
保育支援指導の実施	認定こども園全園の職員の意識統一を図り、保護者に楽しい子育てへの向き合い方や具体的な遊びの提供等を行い、子育てへの困り感を和らげるかかわりを行っています。また、各関係機関との連携の窓口となり一人ひとりに応じた手立てを考え、出生～就園～就学～就学後にかけて一貫した日南町の子育て体制作りを視野に入れ、こどもへの支援強化を図っています。	教育委員会
キャリア教育の推進	小学校・中学校でボランティア活動や職場体験等の活動等、キャリア教育を実施し、生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育成します。	教育委員会
英語検定料の補助	児童及び生徒の英語力、学習意欲の向上を図るため、実用英語技能検定(英検)の受験に係る検定料を補助します。	教育委員会

2-⑤ 豊かな人間性の形成

心豊かな生活の実現のために、民間の自由で柔軟な発想による文化芸術活動が行われています。今後も、各地域で守り育まれてきたかけがえのない歴史・文化的資産を保存、保護し、次世代へ継承するとともに、住む人が誇りと愛着を持てるような地域づくりに努めます。

また、図書館では、引き続き親子向けの本の蔵書数を充実させ、各家庭や子育て支援センター・認定こども園・小中学校に向けて、貸し出しや読み聞かせなどを行います。美術館では、隣接する小中学校とも連携した教育普及事業に取り組んでいきます。家庭、学校、地域社会が一体となった豊かな人間性の育成が推進されるよう努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
にちなんっ子クラブ	夏休みや冬休み等の長期休業中に小学生を対象に野外活動、工作、実験などを取り入れた「にちなんっ子クラブ」を開催し、交流と体験、仲間意識の向上等、児童の健やかな成長を支援します。	教育委員会

青少年芸術鑑賞事業	小中学生に音楽・演劇・人形劇等の優れた芸術を鑑賞する機会を提供します。また、日本や世界の民俗芸能の鑑賞を通じて、日本文化や異文化の理解を深める機会を提供します。	教育委員会
親子絵本のお城事業	日南町図書館の意見を踏まえ、子育て世帯のニーズの高い絵本の蔵書数を充実させます。	こども若者未来課
乳幼児・認定こども園児、小学生への読み聞かせ	図書館内でのおはなし会や、子育て支援センターへ出かけるなど定期的に読み聞かせを行います。 認定こども園では、各園を毎月一回ずつ訪問し絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、小学校では「朝の読書」の時間などに出かけて読み聞かせを行うことで読書への関心を高められるよう努めます。	教育委員会
小・中学校での学習支援	町図書館が学校図書館と連携し、各教科の学習を深めるための図書館活用教育を推進し、参考となる図書の貸し出しや授業内容にそったブックトーク等の支援を行います。	教育委員会
子育て支援センター、認定こども園、小・中学校への図書の貸出	子育て支援センターへは乳幼児用の絵本や保護者のための図書を、認定こども園へは毎月各園に物語や知識絵本などのセットを、小学校へは各学級に多様な分野の図書のセットを、それぞれ貸し出し定期的に入れ替えを行っています。中学校においては、図書委員が自ら町図書館で選定した図書を学級用に貸し出しています。こども達が本を身近に感じ、読書意欲や感性を高めるよう努めています。	こども若者未来課 教育委員会
日南町美術館との連携	小中学校の授業の一環として対話型鑑賞を実施するなど、児童生徒の芸術鑑賞教育の場としての美術館の活用を図ります。	教育委員会
児童生徒の作品展示	日野郡児童画コンクールの受賞作品など、こどもたちの作品を美術館・ふる里まつり等で展示、鑑賞する機会を提供し、こどもたちの創作意欲の向上と美術への関心を深めます。	教育委員会 こども若者未来課



3. 基本目標③【くらしと居場所】 全ての子どもや子育て世帯が日南で「くらし、育てる」喜びの実現

3-① 若者と子育て親子の定住支援

若者定住については、いきいき定住条例の継続による経済支援を継続していきます。

本町の基幹産業である農林業において、林業アカデミー卒業者や農業研修制度を終えたIUターン者等に住み続けてもらえるような方法を検討するとともに、定住に対する直接的な支援だけでなく、定住の基盤である雇用、生活の潤い、地域内交流など他の施策と連携した総合的な定住環境整備を提案していきます。

施策・事業名	概要	主な担当課
定住奨励金（いきいき定住促進条例）	定住する意志のある者で、町内に居住する新規学卒者、及び本町に転入した50歳未満の者が町内又は通勤できる町外の事業所等に就職して3年を経過したとき、定住奨励金を交付し若年層の定住化を促進します。	地域づくり推進課
住宅等補助金（いきいき定住促進条例）	日南町いきいき定住促進条例の出産祝金、結婚祝金、定住奨励金に該当した(する)者が、その該当事由発生前1年、発生後2年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅等補助金を交付し、若年層の住宅整備を支援します。	地域づくり推進課
結婚祝金（いきいき定住促進条例）	夫婦とも定住の意志ある者が結婚したときに結婚祝金を交付し、若年層の定住化を促進します。	子ども若者未来課
進学等祝金（いきいき定住促進条例）(再掲)	町内に1年以上住居する小学校・中学校・高校等に入学する児童の保護者に祝金として小学校入学時10万円、中学校入学時20万円、高校等入学時(または就職時)30万円の祝金を贈呈し、経済的負担を支援します。	子ども若者未来課
公営住宅における良質な住宅の供給	既存公営住宅の必要に応じた修繕を推進し、良質な住宅の供給に努めます。	建設課
良好な住環境整備の推進	未利用町有地を活用し、子育て世帯等のための良好な住環境整備を推進します。	建設課
空き家情報活用制度	空き家バンクの登録を推進し、売買や賃貸可能な優良な空き家の確保に努めます。	地域づくり推進課
地域雇用の創出	国の雇用政策に基金事業等を活用しながら、企業などの支援を図るとともに地域雇用の創出に努めます。	地域づくり推進課
縁結び・出会い創出事業	気軽に参加できるイベントやセミナーを開催し、出会いの場を設け移住定住に繋げるとともに、活力のあるまちづくりを目指します。	子ども若者未来課

3-② 子育てに配慮したまちづくり

子どもや子ども連れの親子が安心して外出できるよう、子育て世帯にやさしい環境の整備を推進します。これまで利用されていた公園や緑地は、高齢化により、地域のボランティアだけでは管理できなくなる場所も出てきます。公園、緑地については地域と連携をとりながら活用及び管理に努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
安心・安全な道路整備の推進	通学路の歩道整備を推進するとともに、既存道路施設の定期的な点検、補修を実施し安全・安心な道路整備に努めます。	建設課
日南町中心地域整備構想の推進と参画	中心地域整備構想において、子どもや子育て世帯の意見を反映できるよう関連する会議へ参画します。また、要望の高い公園の整備についても検討していきます。	地域づくり推進課 まち未来創造課 子ども若者未来課
子どもの遊び場の確保	アンケートからも、多くの保護者や子どもから公園等の整備について、希望があることから、子ども連れの親子や子どもが安心して過ごすことのできる環境の確保及び整備に努めます。 公園の整備については、日南町中心地域整備構想において検討を行うこととされています。	地域づくり推進課 子ども若者未来課

3-③ 家庭と仕事の両立支援・職場の環境づくり

働きながらも子育てしやすい環境を整えるためには、行政からのサービスの提供だけでは限度があり、働く人たち全体で子育てを支える基盤づくりが必要となります。各種サービスの充実を図るとともに、子育てをしやすい職場づくりへの啓発に努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
病児・病後児保育事業	病気やケガにより通園・通学ができない子どもを家庭での保育することが困難な場合、一時的に保育を行う日南病院小児科開設日の月・木曜日以外でも総合診療医で対応し、病児・病後児保育を実施します。 また、日野病院、米子市3 医院での広域対応も行います。	子ども若者未来課
企業・職場における子育て意識の啓発	人権センターや男女共同参画の取り組みとともに、父親の育児参加や育児休業の取得の奨励、労働時間の短縮など、子育てしやすい職場環境について啓発に努めます。	子ども若者未来課
ノー残業デイ及び減メディアデイ親子読書の推進	残業しない日(ノー残業デイ)をつくり、家庭で過ごす時間を確保できるように地域全体に向けて啓発を行い、併せて町全体で減メディアデイや読書についても推進し、親子でかかわる時間や触れ合う時間の確保に努めます。	教育委員会
小学生の長期休業中の預かり体制の整備	核家族や共働き世帯の増加によりニーズの高い長期休業中の子どもの安全な居場所を維持し、教育委員会の各種事業やスポーツクラブと連携しながら、子どもの健全な育成に努めます。	子ども若者未来課

3-④ 保育サービス・放課後児童クラブの充実

認定こども園は未就学児、放課後児童クラブは1年生から6年生までを対象としています。

子育てと仕事や社会活動の両立が可能となるように、保護者やこどもの意見を踏まえながら、質の高い保育サービスの整備・充実を目指します。

施策・事業名	概要	主な担当課
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学1年生から6年生までを対象とし、保護者の就労や病気等の理由で日中家庭での保育ができない児童に対して放課後等に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。小学校の長期休み中や振替休業日、雨天時こは、保育室が手狭となるため、保育スペースの改善と、従来よりニーズの高い土曜日の開設を行います。	こども若者未来課
0歳児預かり保育事業	認定こども園に預けることの出来ない1歳未満(生後3ヵ月～13ヵ月まで)の乳児を対象として子育て支援センターで預かり保育を行うことにより、子育て中の保護者支援とワーク・ライフ・バランスに寄与します。	こども若者未来課
一時預かり保育	保護者の都合により一時的に家庭での保育が困難になった場合、認定こども園でこどもをお預かりします。	教育委員会
こども誰でも通園制度	保護者の就労状況や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度を実施します。(令和8年度から)	教育委員会
早朝・居残り保育	親の仕事等で、やむを得ない場合に限り、本園(7:30～8:00/16:00～18:30)と、2分園(7:40～8:00/16:00～18:00)で早朝・時間外保育を実施します。	教育委員会
土曜日保育	令和8年度から認定こども園本園においてこれまでの保育時間を延長して、土曜日の終日保育(8:00～17:45)を開始します。	教育委員会
広域入所の受委託	保護者の広域で多様な就労形態による保育ニーズに応えられるよう、未就学児の受け入れを実施しています。	教育委員会
放課後児童クラブの土曜日預かり事業	令和8年度から利用希望に応じて、なかよし教室の土曜日保育(8:00～18:00)を開始します。	こども若者未来課

3-⑤ 男女が共に育てる家庭づくりへの支援

本町では「日南町男女共同参画プラン」を策定し、男女が「互いに認め、支えあい、輝いて生きていくため」にさまざまな取り組みを行ってきました。今後も男女がいきいきと子育て生活ができるよう、特に男性の育児への参加意識を高めていくとともに、こどもが安心感の中で育まれる家庭づくりへの支援に努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
日南町男女共同参画推進計画との連携	日南町男女共同参画推進計画と連携し、親も子もいきいき暮らせるまちづくりを推進します。	総務課
父親の育児参加	赤ちゃんをむかえるためのパパママ応援教室や、支援センターのファミリーデーへの父親の参加を促し、子育ての楽しさについて啓発を行います。	こども若者未来課

3-⑥ こどもの事故防止や交通安全の確保

乳幼児期の不慮の事故による死亡や障がいがゼロになるように、家庭のみならず社会全体の事故防止や安全への意識の高揚に努めます。また、幼児から高齢者まで各世代別の交通安全教育と意識啓発に努め、一人ひとりの交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ります。

施策・事業名	概要	主な担当課
乳幼児の事故防止	新生児訪問、乳幼児健康診査の際に、こどもの事故予防について啓発しています。チェックリストなどを用いて意識的に家庭の環境整備ができるように支援し、不慮の事故の防止を呼びかけています。また、チャイルドシートの着用についても啓発しています。	こども若者未来課
交通安全対策	年4回実施される交通安全運動期間中には交通安全指導員による毎日の通学指導を行っています。PTAと連携し、通学路の安全点検や調査を行い、警察署や道路管理者と連携し、安心・安全な通学の確保に役立てています。	総務課 教育委員会
登下校中の安全確保	登下校中の安全確保のため、警察とも連携しながら、CSサポーター等による見守り活動を実施します。	教育委員会
交通安全施設の整備 教室の開催	道路照明・道路標識の整備、ガードレール、カーブミラーの設置等、安全対策を行います。また、こども園、小学校、中学校において交通安全教室を行います。	教育委員会 建設課 総務課

3-⑦ こどもを犯罪などから守るための活動

こどもを犯罪から守るために、各機関が協力してこどもへの安全教育を行い、保護者がこどもを守るために出来ることを学ぶ機会を設けることなどにより、こどもの安全を確保します。

令和8年12月からは、学校や保育所、放課後児童クラブなど、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組を行う「こども性暴力防止法」が施行される予定です。

施策・事業名	概要	主な担当課
性暴力の防止対策	こども性暴力防止法に基づき、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。	教育委員会 こども若者未来課
防犯ブザーの配布	防犯対策として、小学校に入学する全児童に防犯対策用のブザーを配布します。	教育委員会
防犯対策の情報提供 と意識啓発	警察等と連携し、こどもたちが犯罪に巻き込まれない、関わらない、起こさないための情報提供や啓発を行います。	教育委員会 こども若者未来課
携帯電話・インターネットの正しい使い方の指導	スマートフォンやタブレット、PC等、インターネットの適切な使い方に関する教育を推進します。また、保護者に対しては、ペアレンタルコントロールの必要性について夏休み前等にチラシ等を作成し、啓発していきます。	教育委員会 こども若者未来課
有害サイトなどから児童を守る活動の推進	インターネットの有害サイトなど、メディアにおける有害情報から児童を守るよう啓発活動に努めます。また、児童が有害情報から身を守るように、情報を正しく読み解く力を養う教育に努めます。	教育委員会 こども若者未来課

4. 基本目標④【重点的な支援】配慮が必要な子ども・若者やその家庭への「伴走型」支援

4-① 児童虐待防止対策の推進

児童虐待に対応するため、こども家庭センターが中心となり児童虐待の相談体制、関係機関の連携体制を充実し、児童虐待予防と防止対策を図ります。

施策・事業名	概要	主な担当課
日南町保護を要する児童対策地域協議会	多様化する児童家庭問題に対応するため、関係機関相互の連携を図りながら、事前の発生予防啓発のあり方、早期発見と援助の在り方を検討し、今後の育児支援の充実と施策の推進を図ります。	こども若者未来課
民生・児童委員及び関係機関との連携	民生児童委員との連携により、見守り体制の強化を図ります。子育て支援センター、認定こども園、小中学校と定期連絡会を持ちながら、情報の共有・支援方針について協議を行い、児童虐待の予防・早期発見を図ります。また、支援を要する児童・生徒の情報を共有化し、連携した支援を行います。	福祉保健課
児童虐待防止研修会への参加及び勧奨	西部地区や県等の研修会に関係機関と共に参加し、正しい知識を持ち有事の際適切に対応ができる体制を進めていきます。	こども若者未来課
児童虐待防止啓発事業	児童虐待防止に関わる機関及び町民に対して、児童虐待防止を啓発していきます。また、通報の義務について、周知を図ります。	教育委員会 こども若者未来課
養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、児童相談所と情報共有を行いながら、保健師等が訪問し、指導・助言などを行います。	こども若者未来課

4-② ひとり親家庭などの自立の支援

全国的に離婚件数の増加が進んでおり、ひとり親家庭の増加につながっています。

ひとり親家庭は、職業と子育てを両立させるための心理的、経済的負担が大きく、社会からの孤立感を感じやすい傾向にあるといわれており、経済的負担の軽減を図るとともに、母子自立支援員や関係機関との連携のもと、相談事業や就労の援助を実施します。

施策・事業名	概要	主な担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭の安定と自立に寄与するために児童扶養手当の支給を行います。	こども若者未来課
母子家庭等の親への自立就業支援	母子自立支援員が母子家庭などに対し、経済や教育などの相談に応じていきます。また、求職活動など、自立に向けての支援の充実を図ります。	福祉保健課 こども若者未来課
母子家庭高等技能訓練促進費等事業	経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で修業する場合にかかる費用の一部を支給します。	福祉保健課 こども若者未来課
ひとり親家庭医療費助成制度	所得税が非課税のひとり親家庭を対象とした医療費の助成を行います。	住民課
遺児手当支給事業	災害遺児等に対して、町独自の制度により手当を支給しています。	こども若者未来課

4-③ 障がい児及び医療的ケア児等への療育支援と家族への支援

障がいの有無や医療的ケアの必要性にかかわらず、すべてのこどもが住み慣れた地域で安心して自分らしく成長できるよう、切れ目のない療育支援体制を構築します。あわせて、家族が孤立することなく休息を得られる支援(レスパイトケア)を充実させ、家庭全体のウェルビーイング(幸福)が向上するよう努めます。

施策・事業名	概要	主な担当課
障害者自立支援法による給付・地域生活支援	ホームヘルプ、放課後児童デイサービス、ショートステイなどの訓練など給付、移動支援などの地域生活支援を行います。	福祉保健課
障害児福祉手当の支給	重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方に手当を支給します。	福祉保健課
特別児童扶養手当の支給	身体や精神に障がいのある児童を養育している保護者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし手当を支給します。	こども若者未来課
障がい児及び医療的ケア児等の保育、教育の充実	個々への適切な援助と一貫した支援が提供できるように、専門機関や関係機関と連携をとりながら、障がい及び医療的ケア児の保育や特別支援教育の推進、充実に努めます。	こども若者未来課 教育委員会
医療的ケア児等送迎支援事業	医療的ケア児等の医療機関等への送迎に際して、地域の移動環境を整備し、移動手段の選択肢の拡大と利用者の経済的負担を軽減することを目的として費用助成を行います。	こども若者未来課
心身障がい児(者)などの医療費助成	心身障がい児(者)を対象とした医療費の助成を行います。	福祉保健課
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	対象となる在宅の児に対して、日常生活用具にかかる費用への給付を行うことにより、日常生活の向上を支援します。	こども若者未来課
県立特別支援学校通学支援制度	県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減のため、通学支援員の配置等による支援を行います。	こども若者未来課
就学奨励事業	特別支援学級に通学する児童生徒に対する支援を行います。	教育委員会

4-④ 不登校及び引きこもりの子や若者への支援

「こどもまんなか」の視点で、不登校や引きこもりの当事者の意見を尊重しながら、家庭・学校以外の多様な居場所を確保し、社会全体で温かく見守り、個々の状況に応じた継続的な支援体制を構築します。

施策・事業名	概要	主な担当課
子ども家庭センターにおける包括的支援	こども家庭センターを中心に、学校や専門機関(生徒支援・教育相談センター、医療機関、民間団体等)と連携し、不登校や引きこもりの状態にある子や若者、その家庭に対して、それぞれの状況に応じた切れ目のない包括的支援を実施します。	こども若者未来課
いじめ防止対策	「日南町いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、関係機関と連携し対応します。	教育委員会 こども若者未来課

4-⑤ ヤングケアラーや貧困家庭の早期発見と多機関連携による支援（こどもの貧困対策）

全てのこどもが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できる社会の実現が必要です。特に、本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている「ヤングケアラー」や、経済的な困難を抱える「こどもの貧困家庭」については、問題が家庭内に隠れやすく、本人も声を上げにくい傾向があります。そのため、関係機関が密に連携し、潜在的なニーズを早期に発見するとともに、状況に応じた切れ目ない支援を行います。

施策・事業名	概要	主な担当課
こども家庭センターを核とした多機関連携と支援	こども家庭センターや保護を要する児童対策地域協議会を中心として関係機関と連携し、ヤングケアラーや貧困家庭など、孤立しがちな家庭の把握や早期発見に努めます。また、サポートプランを作成するなどし、具体的な支援を行います。	こども若者未来課
経済的支援	家庭に応じた経済的施策を利用し、経済的支援を行います。場合によっては福祉事務所と連携した家庭支援を行います。	こども若者未来課
ヤングケアラーにかかる啓発	こども自身や周囲の大人が理解を深め、ヤングケアラーであることに気づけたり、早期発見に繋がるよう啓発を行います。	こども若者未来課
こころの健康相談	こころの悩みについて、本人や家族に対して精神科医師や保健師が相談に応じるなど支援を行います。	福祉保健課 こども若者未来課

4-⑥ 地域の療育支援の充実

療育支援が必要なこども・若者については、関係各機関で情報を共有し、療育指導に沿った支援を実施し、必要に応じて専門機関等と協力して継続的に支援を行います。

施策・事業名	概要	主な担当課
ひのぐんぐん教室	乳幼児健診や地域療育支援事業などで発達上経過観察が必要と思われる乳幼児に対して、こどもの姿を見立ててもらうとともに、親子遊びや工作等の小集団活動を通してこどもの経験の幅を広げたり、保護者の仲間づくりやこどもへのかかわり方を学ぶ機会を確保するために、県と日野郡3町により個別相談や集団教室を開催しています。	こども若者未来課
5歳児健診の事後相談	子育ての不安や困りごと、発達についての心配事などについて、必要に応じて保育活動専門員の相談を実施しています。心理発達相談においては、発達の評価を行い、得意な分野や苦手な分野を把握し、こどもへの関わり方を一緒に考えます。また、作業療法士の巡回発達相談では、こどもの発達特性を生活や学習の支援から捉え、就学時の困りごとを事前に予測し、支援に繋がります。	こども若者未来課
地域療育支援(巡回発達相談)	認定こども園を巡回し、こどもに関わる保護者、保育者その他関係職種に対し、学識経験者から療育指導を受け、療育支援の向上を図ります。特に必要があるケースは、児の療育方針を検討し、適宜専門機関につなげて、児や保護者への継続的な支援を行います。	こども若者未来課
子ども支援連絡会議の運営	各機関で情報交換を行い、共通理解を図ることにより、こどもたちへの支援体制を充実させ、認定こども園、小学校、中学校への移行がスムーズにできるよう努めています。	教育委員会

■ 第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、それぞれの地域の地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、提供区域を設定することになっています。

本町においては認定こども園に分園がありますが、利用対象は町内全域のこどもとしており、こども関連施策も同様であることから、すべての項目において日南町全域をひとつの提供区域として設定します。

	子ども・子育て支援法に規定する事項	区 域
教育・保育	1号認定（3～5歳 幼児期の教育のみ）	町全域
	2号認定（3～5歳 保育の必要あり）	町全域
	3号認定（0歳、1～2歳の年齢区分ごと、保育の必要あり）	町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業（にっこり子育て相談事業）	町全域
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	町全域
	③ 延長保育事業	町全域
	④ 一時預かり事業	町全域
	⑤ こども誰でも通園制度	町全域
	⑥ 妊婦健康診査	町全域
	⑦ 妊婦等包括相談支援事業	町全域
	⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	町全域
	⑨ 養育支援訪問指導事業	町全域
	⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町全域
	⑪ 病児・病後児保育事業	町全域
	⑫ 産後ケア支援事業（アウトリーチ、デイサービス・ショートステイ）	町全域
	⑬ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全域
	⑭ 親子関係形成支援事業	町全域
	⑮ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	町全域
	⑯ 子育て世帯訪問支援事業	町全域
	⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	⑱ 多様な主体の参入を促進するための事業	町全域

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(満3歳未満のこどもの保育利用率を含む)を設定し、量の見込みに対応する教育・保育施設ならびに地域型保育事業による提供体制及び実施時期を以下のように定めます。

日南町に居住するこどもについて、「認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業)、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえた量で設定します。

(1) 教育・保育の必要性の認定区分

認定区分	対 象	利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労状況を問わず、教育を主な目的として実施する場合	・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労または疾病等により家庭で保育を受けることが困難である者に対して保育を実施する場合	・認定こども園
3号認定	満3歳未満のこどもで、保護者の就労または疾病等により家庭で保育を受けることが困難である者に対して保育を実施する場合	・認定こども園

(2) 就学前児童の人口

単位:人

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	14	9	18	10	10	10	10	10
1歳	15	16	7	17	10	10	10	10
2歳	19	15	16	7	17	10	10	10
3歳	13	19	16	16	7	17	10	10
4歳	13	14	19	15	16	7	17	10
5歳	17	13	15	19	15	16	7	17
合計	91	86	91	84	75	70	64	67

※令和4～7年度は利用者の実績数値、令和8～11年は住民基本台帳より推計

(3) 量の見込み

単位:人

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
教育・保育	1号認定	3～5歳	2	2	2	2
	2号認定	3～5歳	48	46	44	42
	3号認定	1～2歳	30	28	26	24
		0歳	7	10	10	10

※量の見込みの算出に当たっては、ニーズ調査の結果について国が示す算出手引きに従い算出

(4) 提供体制

年 度		R7	R8	R9	R10	R11
教育・保育	1号認定	3～5歳	3か所	2か所	2か所	2か所
	2号認定	3～5歳	3か所	2か所	2か所	2か所
	3号認定	1～2歳	3か所	2か所	2か所	2か所
		0 歳	5か所	5か所	5か所	5か所

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法に基づく各事業の概要、量の見込み及び確保内容について、次のとおり定めます。

①利用者支援事業（にっこり子育て相談事業）

○事業の概要

こどもやその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援に関する事業を円滑に利用出来るよう子育て支援に関する情報の提供や相談、助言を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。

本町は、母子保健及び児童福祉の両面での支援が一体的に提供できるよう、健康福祉センター内にこども家庭センターを設け、小中学校及びこども園を所管する教育委員会と連携し、情報を共有しながら事業を行っています。

○量の見込みと確保方法

この事業については、事業量を見込むことが困難であるため、こども家庭センターを実施箇所として量を見込みます。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(実施施設数)		1	1	1	1	1
確保方法	施設数	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

○事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として、「日南町子育て支援センター」を開設しており、専任の職員を配置し、子育てに関する相談への対応、情報提供、助言その他各種イベントを実施するなど、本町の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

○量の見込みと確保方法

調査結果では、子育て世帯の多くが「利用したことがある」と回答しており、今後も多くの人が気軽に利用できるような環境整備と機能の強化を図ります。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延来訪者数)		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保内容	延来訪者	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	日平均来訪者	10	10	10	10	10
	施設数	1	1	1	1	1

③延長保育事業（認定こども園）

○事業の概要

認定こども園「にちなん十色」の本園及び分園において、保育認定を受けたこどもに対して、通常の開所時間を超えて保育を実施することにより、保護者の就労を支えます。

本町の認定こども園では、早朝及び夕方方の時間を延長して保育を行っていますが、保育標準時間内（8～11時間）でニーズを充足できていることから、当面現状どおりとし、今後の社会情勢の変化等により必要性が生じた場合は、見直しや調整を行います。

○量の見込みと確保方法

現在、保育標準時間（8～11時間）を超える保育は予定していないため、量及び提供方法は見込んでいませんが、保護者の声を踏まえ、適宜サービスのあり方等を検討します。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		0	0	0	0	0
確保方法	延利用者数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

④一時預かり事業

○事業の概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間に認定こども園その他の場所において預かり、必要な保育を行う事業です。

○量の見込みと確保方法

現在は、認定こども園「にちなん十色」本園及び分園で実施していますが、本園への一園統合が検討されています。令和8年1月に発生した地震の影響により山の上分園の休園が決定したことから、令和8年度以降は施設数を2箇所とします。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		2	2	2	2	2
確保方法	延利用者数	2	2	2	2	2
	施設数	3	2	2	2	2

⑤こども誰でも通園制度（令和8年度より）

○事業の概要

令和8年度から全国的に実施される新たな制度で、保護者の就労状況や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を利用できるよう本町の認定こども園で実施します。

○量の見込みと確保方法

一時預かり制度より利用条件が緩和されており、子育て中の親の負担軽減を図る事業となります。町内の認定こども園でサービスの提供を行いますが、本町においては利用者は限定的であることが見込まれています。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（延利用者数）		-	1	1	1	1
確保方法	延利用者数	-	1	1	1	1
	施設数	-	2	2	2	2

⑥妊婦健康診査

○事業の概要

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施し、出産までの間、適時必要に応じた医学的検査を行います。

○量の見込みと確保方法

母子担当保健師が妊娠期から産後まで切れ目ない支援により、妊婦が安心して出産ができよう努めています。年間15人の出生を見込み、サービスの量の見込みは、ひとり当たり15回(14回+クラミジア検査)の健診を実施することとして設定します。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（延実施回数）		225	225	225	225	225
確保方法	延実施人数	15	15	15	15	15

⑦妊婦等包括相談支援事業

○事業の概要

妊娠から切れ目なく個々の状況に応じた支援を行えるよう、妊婦やその配偶者との面談などにより、妊婦等の心身の状況や環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談への対応を行います。

○量の見込みと確保方法

母子担当保健師により、妊産婦1人につき、こどもが1歳になるまでに3回の面談を行います。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延面談回数)		45	45	45	45	45
確保内容	面談人数	15	15	15	15	15

⑧乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

○事業の概要

生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境の把握等を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

○量の見込みと確保方法

年間出生数と訪問数を15人と見込みますが、訪問に限らず状況に応じた手段により乳児家庭の支

援を行います。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延訪問者数)		15	15	15	15	15
確保内容	延訪問者数	15	15	15	15	15

⑨養育支援訪問指導事業

○事業の概要

様々な要因で養育が困難な家庭に対して、担当職員が定期的に訪問し、育児に関する技術指導・養育者の精神的サポートを行なうことにより、養育上の諸問題の解決軽減を図り、家庭において安定した養育が可能となるよう支援を行います。

○量の見込みと確保方法

状況により、養育訪問以外の対応を行うこともあります。ケースに応じて関係機関と連携しながら深刻な養育不安の解消や児童虐待の防ぎます。

対象家庭に対しては、長期にわたり訪問や協議が必要となる場合がほとんどであり、継続した支援が必要となりますが、直近の状況から、直近の状況から訪問対象となる家庭数を見込みます。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延訪問家庭数)		4	4	4	4	4
確保方法	延訪問家庭数	4	4	4	4	4

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭で保育する人がいない小学生を対象として、授業の終了後や学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供します。

就労世帯のニーズへ対応できるよう、令和8年度から土曜日の開設を行います。

○量の見込みと確保方法

本町では、日南町子育て支援センターのみで事業を行っていますが、アンケート回答にもあるとおり、学校の長期休業中をはじめとし、保育スペースが手狭であることが保護者や保育スタッフから指摘されています。多くの意見を取り入れながら、児童がより安全に、支援員等も安心して見守ることのできる環境の整備を行います。日平均利用者数は平日の利用者数とします。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		6,000	5,880	5,762	5,646	5,533
確保方法	延利用者数	6,000	5,880	5,762	5,646	5,533
	日平均利用者数	25.0	24.5	24.0	23.5	23.1
	施設数	1	1	1	1	1

⑪病児・病後児保育事業

○事業の概要

病気や病気回復期において、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童に対して、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

本町では、令和7年度から委託事業として、日南病院でのサービスの提供を開始し、1日あたり2名の定員を設け、看護師資格者と保育教諭等の2名体制による保育を行っています。

あわせて、従来の日野病院以外にも米子市内の3施設でもサービスが利用できるようにし、多様なニーズへの対応が可能となりました。

○量の見込みと確保方法

日南病院での利用開始に伴い、今後、日野病院の利用が減少することが予想されますが、利用状況を踏まえながら適宜サービスの拡充と見直しを行います。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		50	50	50	50	50
確保内容	延利用者数	50	50	50	50	50
	施設数	5	5	5	5	5

⑫産後ケア支援事業（アウトリーチ、デイケア・ショートステイ）

○事業の概要

指定した産婦人科等施設において、無料で産婦と新生児のケア、育児相談、授乳相談などをゆったりとした環境において受けることができるよう支援を行っています。

受け入れ施設が限定されており、予約が取りにくい場合もありますが、他の市町村と連携しながら利用のしやすい環境の整備と周知を行います。

○量の見込みと確保方法

利用希望や利用者の意見を踏まえながら事業の改善を図るとともに、事業の周知を行います。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		15	15	15	15	15
確保内容	延利用者数	15	15	15	15	15
	施設数	5	5	5	5	5

⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、有償で育児の支援をお願いしたい人(お願い会員)と育児の援助を行いたい人(引き受け会員)との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

○量の見込みと確保方法

現在、利用が少ない状況ですが、地域全体で子育てを支え合う環境づくりのため、継続して引き受け会員の募集と事業の周知に努めます。毎月2件程度の利用を見込みます。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		2	24	24	24	24
確保内容	延利用者数	2	24	24	24	24
	施設数	1	1	1	1	1

⑭親子関係形成支援事業

○事業の概要

要支援児童、幼保後児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業で、県西部市町村との共同実施を行っています。

○量の見込みと確保方法

令和7年度から年に4回、他の市町村と共同で講義やグループワーク等を会場を巡回しながら実施しています。参加への呼びかけを行い、児童との関わりや子育てに不安を抱える保護者の不安解消を図ります。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		4	5	5	5	5
確保内容	延利用者数	4	5	5	5	5
	施設数	4	4	4	4	4

⑮子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

○事業の概要

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で18歳未満の児童の養育が一時的に困難な場合に養護施設や乳児院において一定期間、養育及び保護を行います。

本町では、受け入れ可能な町外3施設への委託により、令和8年度から事業を実施します。

○量の見込みと確保方法

近隣に受け入れ可能な施設が存在しないため、米子市等施設への委託により事業を実施します。期間中はショートステイ延べ20人/年、トワイライトステイ10人/年の利用を見込み、あわせて制度周知の強化を図ります。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(延利用者数)		-	30	30	30	30
確保内容	延利用者数	-	30	30	30	30
	施設数	-	3	3	3	3

⑩子育て世帯訪問支援事業

○事業の概要

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、支援を行う事業です。

○量の見込みと確保方法

本来、大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーは、本人も声を上げにくい傾向があります。ヤングケアラーに限らず、関係機関が密に連携し、こどもの様子から潜在的なニーズを早期に発見するとともに、状況に応じた切れ目ない支援を行います。

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(訪問世帯数)	5	5	5	5	5
確保内容	訪問世帯数	5	5	5	5
	施設数	-	-	-	-

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

○事業の概要

保護者が実費で支払を行う日用品等に対して、費用の一部を給付することにより子育て世帯の経済的負担を軽減するものです。

本町においては、子ども園の保育料を年齢や保護者世帯の所得にかかわらず無償化していますが、園内で利用するおもちゃも無料にするなどの独自の施策を行っています。

○量の見込みと確保方法

本町では、本事業の実施見込みはありませんが、今後必要な状況が生じた場合において、国や他の自治体等の動向を踏まえながら検討を行います。

⑫多様な主体の参入を促進するための事業

○事業の概要

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に対して新規参入する事業者に対して、事業を円滑に運営していくことができるよう、情報提供、助言、その他の支援等を行う事業です。

○量の見込みと確保方法

本町では、本事業の実施見込みはありませんが、今後必要な状況が生じた場合において、国や他の自治体等の動向を踏まえながら検討を行います。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育無償化に伴い、今後無償化の対象となる事業所が町内に開設したときは、適正な施設等利用の給付を検討し、実施します。

■ 第6章 計画の推進



1. 計画の推進

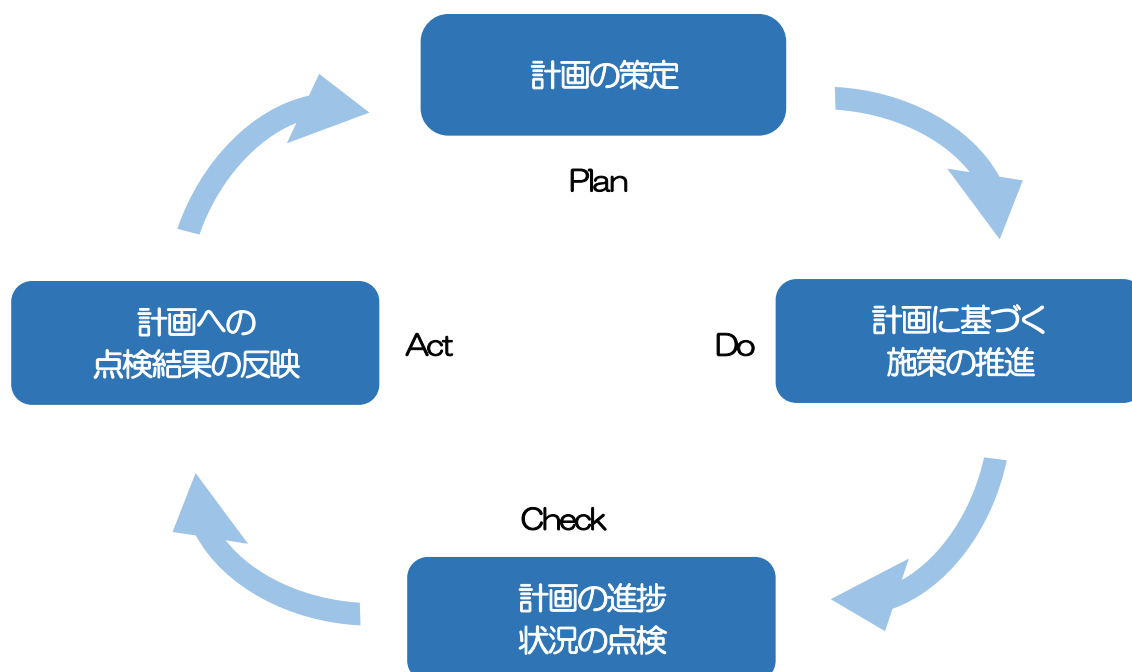
本計画は、福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政各機関一体となり横断的な施策に取り組むとともに、子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、計画の実現に向けて取り組みを広げていくことが重要です。

こどもの権利や声を尊重しながら、子育てを社会全体で見守り、育ちあう地域、将来にわたり持続可能な町となるようみんなで取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標について毎年の進捗状況を点検・評価を行います。また、計画の推進においては、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に反映するためにもあらゆる機会を通じて住民の意見を把握し、利用者の視点に立った施策・事業の推進を図ります。

なお、計画期間中においても、社会情勢やニーズの変化等により計画の内容に大きな変動が見込まれる時には、必要に応じて計画の見直しを行います。



小学生、中学生、高校生へのアンケート結果

本計画の策定にあたり、町内の小学生、中学生及び高校生へのアンケートを調査を実施しました。

・調査対象	町内在住の小学校5,6年生、中学校1,2年生、高校生を対象として調査を実施しました。 なお、中学生、高校生は同一のアンケート内容となっています。
・調査期間	令和7年2月17日～2月28日
・調査方法	オンラインによる(無記名回答)
・回答状況	小学生 33人/46人(71.7%)、中学生 28人/38人(73.7%)、高校生 19人/63人(30.2%)
・その他	答えたくない質問に対しては、回答不要としています。

1. 小学生のアンケート結果

問1. 日南町で過ごすことは楽しいですか？

内容	回答数
とても楽しい	22
まあまあ楽しい	8
あまり楽しくない	1
楽しくない	0
その他(自由記載)	0

問2. 学校が終わった後に、どこで過ごすことが多いですか？

内容	毎日	週に3、4日	週に1、2日	利用していない
なかよし教室(放課後児童クラブ)	3	3	6	21
スポーツクラブ等の活動、習い事	1	8	13	8
図書館、文化センター	0	5	13	14
すぐ家に帰る	9	10	10	0
その他	10	2	4	0

問3. 学校がお休みの日は、どこで過ごすことが多いですか？(2つまで)

内容	回答数
家	29
友達の家	0
スポーツクラブ等の活動、習い事	7
図書館、文化センター	0
買い物や遊びに町外に出かける	13
その他	1

問4. 日南町にあったらよいと思う場所がありますか？(2つまで)

内容	回答数
遊具がある公園	16
ボール遊びができる広い場所	12
読書したり、学習ができるところ	4
遊びを教えてくれる人の居る遊び場	5
自分の悩みや相談にのってもらえる所	4
その他	8

その他(自由記載) 公園/カフェ/陸上競技場

問5. 次の活動をどれくらいしますか？

内容	毎日 3時間以上	毎日 1～3時間	毎日 1時間以下	週に3、4日	週に1、2日	全くしない
ゲームをする	7	7	3	7	6	2
テレビやYouTube等の視聴	12	7	4	5	4	0
宿題や勉強をする	2	7	19	2	1	1
外で体を動かして遊ぶ	3	7	4	8	7	3
掃除、洗濯、料理など	0	1	3	6	15	7
きょうだいの世話など	2	0	0	2	7	20

問6. 次のことについてどのように思いますか？(それぞれ1つ)

内容	あてはまる	どちらかという あてはまる	どちらかという あてはまらない	あてはまらない
周りに自分の意見を聞いてくれる人がいる	21	9	0	2
将来の夢(やりたいこと、やりたい仕事)がある	13	6	3	10
うまくいかないことも頑張って取り組む	9	17	3	3
地域のために役立つことをしたいと思う	9	16	4	3
安心して過ごすことのできる場所がある	26	6	0	0

問7. 日南町をみんなが住み続ける町にするために、必要なものやあったほうが良いと思うことはありますか？
また、周りの大人に言いたいことがあれば自由に書いてください。(自由記載)

- ・みんなで遊べる秘密基地か誰にも邪魔されずに好きなことをして遊べるところが欲しい。
- ・大人が挨拶をもっとしてほしい。
- ・子供が楽しく遊べる場所があったらいいと思う。

2. 中学生、高校生のアンケート結果

問1. ふるさと日南町は好きですか？

内容	回答数
好き	16
まあまあ好き	14
好きでも嫌いでもない	15
あまり好きではない	2
好きではない	0

問2. 平日の放課後の時間をどのように過ごしていますか？(あてはまるもの2つまで)

内容	毎日
学校の部活	33
地域、社会活動	1
習い事、塾等	4
家以外の町内(店等)	2
自宅	30
図書館等の公共施設	1
アルバイト(高校生のみ)	3
その他	5

その他(自由記載) 学校の教室/米子のお店

問3. 普段、土日、祝日の時間をどのように過ごしていますか？(あてはまるもの2つまで)

内容	回答数
学校の部活	19
地域、社会活動	0
習い事、塾等	10
家以外の町内(店等)	0
自宅	43
図書館等の公共施設	1
アルバイト(高校生のみ)	4
その他	5

その他(自由記載) 町外に外出

問4. 日南町にあったらよいと思う施設はありますか？(あてはまるもの2つまで)

内容	回答数
遊具がある公園	26
スポーツ、ダンス等ができる場所	22
読書したり、学習ができるところ	15
参考書があり勉強を教えてもらえる場所	8
自分の悩みや相談にのってもらえる所	4
その他	4

その他(自由記載) 高齢者が運動できる施設/商業施設

問5. 次の活動をどれくらいしますか？

内容	毎日3時間以上	毎日1～3時間	毎日1時間以下	週に3、4日	週に1、2日	全くしない
ゲームをする	6	14	10	0	6	11
テレビやYouTube等の視聴	12	31	2	1	1	0
宿題や勉強をする	7	17	10	3	4	6
外で体を動かして遊ぶ	1	11	6	4	11	14
掃除、洗濯、料理など	1	6	9	14	7	10
きょうだいの世話など	3	2	3	1	4	34

問6. 次のことについてどのように思いますか？(それぞれ1つ)

内容	あてはまる	どちらかというであてはまる	どちらかというであてはまらない	あてはまらない
周りに自分の意見を聞いてくれる人がいる	22	21	4	0
将来の夢(やりたいこと、やりたい仕事)がある	20	14	5	8
うまくいかないことも頑張っ取り組む	16	24	6	1
地域のために役立つことをしたいと思う	14	21	9	3
安心して過ごすことのできる場所がある	32	15	0	0

問7. 進路や将来のことについてだれに相談していますか？(あてはまるものすべて)

内 容	回答数
家族・親戚	39
学校の先生	19
友達	22
スクールカウンセラー	0
地域の大人	0
インターネット	3
その他	4

問8. 進路や将来のことを考えるためにどんなことがあればよいと思いますか？(あてはまるものすべて)

内 容	回答数
地域の人と一緒に活動したり、話す機会	8
いろいろな仕事を知る機会	22
職場体験	24
高校生や大学生、社会人と話す機会	16
高校や大学で学べることを知る機会	13
進路や将来について相談できる機会	12
進学に向けた経済的なサポート	21
その他	4

問9. 今後社会人になったとき日南町に住み続けたいですか？

内 容	回答数
住み続けたい	16
一旦町外に出ても戻ってきたい	14
戻らない	15
わからない	2

(自由記載の理由)

- ・住み続けたい 自分が生まれ育った町だから/住み慣れた場所だから/自然が多く住みやすい/山が好き
- ・一旦外に出たい 実家に帰りたから/一般都会を経験してみたい/いろんな経験をして日南町に貢献したい
- ・戻らない 就きたい仕事がない/米子から遠い/都会の方がいろいろ経験できる/職種が少ない/住んでも意味がない

問10. 日南町をみんなが住み続ける町にするために、必要なものやあったほうが良いと思うことはありますか？
また、周りの大人に言いたいことがあれば自由に書いてください。(自由記載)

- ・若者を増やした方が良いので、家を安く売ったり、交通面をもう少し便利にしたほうが良い。
- ・一人暮らしの高齢者が無料で集まってわいわい話したりできる施設
- ・進学する学生のサポート
- ・若者向けの施設
- ・生山駅の近くに自習ができるスペースがあれば良かった。
- ・気軽に使える学習スペースがあると良いと思いました。
- ・小さな子供や主に中高生、大人向けの遊んだりリフレッシュできるような公共施設を作るべき。町内にそういう場所がない。
- ・休日は米子などに出かけたり、将来は町から出ようと思う考えの方が多いと思います。
- ・もっとバスの本数を増やして欲しい。
- ・バスの運行時間の変更(特に朝の2番バスから)
- ・遊具のある公園や家以外で勉強する場所があると休みの日も勉強して過ごせるので作って欲しいです。
- ・空き家の有効活用

日南町こどもゆめ基金管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、日南町こどもゆめ基金(平成19年条例第18号。以下「基金」という。)の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会)

第2条 この基金の運営について検討するため、日南町こどもゆめ基金運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は18名以内の委員で組織する。
- 3 委員会は、町内の機関、団体、一般公募した委員のうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に会長及び副会長を置き、委員の承認によってこれを定める。
- 6 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項において検討を行う。

- (1) 日南町子ども・子育て支援事業計画目標達成への取り組みの方向性等について
- (2) 「こどもゆめ基金」の活用計画並びに資金計画について
- (3) 行政政策等への提案について
- (4) その他必要な事項

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、こども若者未来課が行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、平成19年8月22日から施行する。

第2条 この規則は、日南町こどもゆめ基金条例(平成19年条例第18号)が廃止されたときに失効する。

附 則

この規則は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

日南町こどもゆめ基金運営委員会名簿（令和7年度）

	区 分	役職等	氏 名	備 考
1	子育てグループ	カンガルークラブ代表	福田 里奈	
2	子育て世代	子育て世代代表	北垣 祐輔	副会長
3	〃	〃	前田 美沙	
4	〃	〃	土山 愛	
5	〃	〃	飯塚 展	
6	〃	〃	河本みゆき	
7	〃	〃	小竹 恵	
8	認定こども園	にちなん十色園長	長谷部 弥生	
9	小学校	日南小学校 校長	三上 浩樹	
10	中学校	日南中学校 校長	村上 伴樹	
11	民生児童委員	日南町主任児童委員	若月 好	
12	社会福祉協議会	日南町社会福祉協議会 会長	中村 秀人	
13	教育委員	日南町教育委員	西村 卓也	
14	自治協議会	日南町自治協議会代表	福岡 正純	
15	行政代表	日南町副町長	角井 学	会 長



日南町こども どまんなか計画
令和8年5月

発行/編集 日南町こども若者未来課

〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山511番地5
電話:(0859)82-1029/ファクシミリ:(0859)82-1027